

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDG s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

1. 大阪府におけるSDG sの推進

（1）大阪府においては「大阪SDG s行動憲章」の制定や「私のSDGs宣言プロジェクト」などが行われていますが、大阪府が主体となる取り組みをより強化、発信するとともに、多くの府民参加にむけた働きかけを強めること。また、SDG sの中で最も重要な目標のひとつである「目標1：貧困をなくそう」を重要項目として位置付け、子どもやひとり親家庭の母親など様々な貧困の削減に向けて具体的な目標を設定し、着実に取り組むこと。

（回答）

【政策企画部：一重下線部について回答】

- SDGsの推進にあたっては、「誰一人取り残さない」という国際合意の視点を重視しながら、府や市町村、府民、企業などあらゆるステークホルダーが自律的に取り組むことに大きな意味があると考えています。
- こうした観点から、より多くの方にSDGsを知っていただき、具体的行動につなげていただくため「大阪SDGs行動憲章」（令和3年1月）を策定し、府民や府内の企業・団体等が自ら行うSDGsの取組を宣言する「私のSDGs宣言プロジェクト」（令和3年2月）を行っており、「ゴール1：貧困」に関する取組みも数多く宣言いただいています。
- また、「Osaka SDGs ビジョン」（令和2年3月）において、重点的に取り組む「ゴール3：健康と福祉」に関連するゴールの一つとして「ゴール1：貧困」を位置付けました。引き続き、健康や福祉、農業、環境、エネルギー、人権、ジェンダーなど、17のSDGs全てを俯瞰しながら、取組みを進めてまいります。

【福祉部：二重下線部について回答】

- 府では、令和7年3月に策定した「第3次大阪府子どもの貧困対策計画（R7～R11年度）」に基づき、関係部局と連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を推進しています。
- また、子どもの貧困緊急対策事業費補助金等による支援につなぐ人材の定着やノウハウの蓄積等に資する取組を行う市町村への支援や子ども輝く未来基金を活用した子ども

食堂等における学習教材の購入支援等、府立母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭等への就業支援や生活相談等も、引き続き取り組んでまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 企画室 連携課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDG s（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

1. 大阪府におけるSDG sの推進

（2） 政府がSDG s実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、大阪府においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかるよう、具体的施策を引き続き展開すること（数値目標がある項目は進捗状況をお示しされたし）

（回答）

【府民文化部】

○ 大阪府では、（公財）大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、OFIXが開設する「大阪府外国人情報コーナー」において、大阪で暮らす外国人に生活関連情報の提供や相談に多言語で応じています。

【健康医療部】

○ 本府では、医療法第6条の2第3項の趣旨に基づき、府民の皆様に目的に応じ適切な医療機関を受診いただくために、医療機関（病院・診療所・歯科診療所・助産所）に関する情報を日本語のほか、外国語（英語・中国語・韓国語）で検索できる「医療情報ネット」をインターネット上で運用しています。

○ また、府内に滞在する外国人が不慮のけがや病気になった際に、医療機関でスムーズに受診できるよう、外国人医療体制の整備に取り組んでおり、外国人患者受入れの中心的な役割を担う拠点医療機関（6医療機関）及び2次医療圏ごとに身近な地域において受入れを行う地域拠点医療機関（38医療機関）を含む332医療機関が「外国人患者受入れ医療機関」として外国人患者の受入れを行っています。

○ 加えて、外国人患者と医療機関等との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語遠隔医療通訳サービスの設置や外国人向け医療情報サイト「おおさかメディカルネット for Foreigners」を通じた情報提供を行っています。

○ 今後とも、外国人・外国にルーツを持つ人々の保健医療サービスへのアクセス向上に

努めてまいります。

【都市整備部】

- 道路や公共交通は、府民はもとより国内外の人たちの暮らしを支える重要な交通インフラであり、大阪府では、道路・鉄道ネットワークの整備や案内表示の充実などに取り組んでいます。
- 具体的には、鉄道事業者が行う駅構内の多言語案内モニターや経路床面案内表示などの整備支援や、道路案内標識の統一した英語表記への改善に取り組むなど、すべての人々が容易に利用できる交通インフラの整備に向けた取組を進めているところです。

【教育庁】

- 大阪府教育庁としましては、「人権教育基本方針」において、「府民一人一人が主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。」としており、在日外国人を含むすべての人々の人権が尊重される豊かな社会生活を送るために取組を進めることとしております。
- また、「人権教育推進プラン」で「全ての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きい。このため、全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。」としており、全ての人々の人権が尊重される社会の実現のため、教育の機会均等の実現を図ることの大切さを認識しております。
(人権教育企画課)
- 府立高等学校には、「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」「海外から帰国した生徒の入学者選抜」及び「入試における特別な配慮」などにより、多くの日本語指導が必要な帰国・渡日の生徒（以下「生徒」という。）が在籍していますが、言葉の壁、生活習慣や文化の違いなどから授業の内容が理解できないなど学習をはじめとする学校生活全般において課題が生じている場合があります。
- これらに対して、状況に応じて教員の加配及び非常勤講師時間数を配当しています。また、希望があった学校へ、生徒の母語・母文化を理解する人材を教育サポーターとして派遣し、学習指導の補助や学校生活のサポートを実施しています。
- 今後も日本語指導をはじめとする修学支援の充実に向けて取組を進めてまいります。
(高等学校課)

- 小中学校課では、日本語指導が必要な児童生徒が多言語化かつ少数散在化する現状をふまえ、当該児童生徒がオンラインで日本語指導を受けることができる体制として、府の日本語指導員による指導を行い、当該児童生徒の日本語能力の向上を支援しているところです。さらに、府域に7名の外国人児童生徒支援員を配置し、児童生徒の生活面・学習面の支援に加え、保護者支援も行うなど、当該児童生徒が安心して学校生活を送れるようサポートしております。
- また、府域の夜間中学においても、外国にルーツを持つ生徒が多く学んでおり、日本語指導支援員を配置して、学習の支援を充実させているところです。（小中学校課）

【商工労働部】

- 労働相談センターでは、府内で働く外国人のための労働相談事業の充実を図る観点から、公益財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）と連携して、通訳による労働相談を実施しております。（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語の12言語に対応。）
- また、令和5年10月からは、チャットボットや多言語ホームページ（6言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、日本語）の運用により、24時間対応可能な労働相談体制を整備しており、令和8年度には、対応言語を拡充（12言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ミャンマー語、日本語）を検討しています。
- あわせて、法に定められた労働者の権利にかかる様々な制度など、外国人労働者が安心して働くために知ってほしいことをわかりやすく解説した啓発冊子をやさしい日本語を含む13言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ウクライナ語、ロシア語、やさしい日本語）で作成しています。啓発冊子の配布、ホームページへの掲載を通じ、労働関係法令等のさらなる周知・啓発を行ってまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 都市魅力創造局 国際課
 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
 都市整備部 道路室 道路環境課
 都市整備部 交通戦略室 交通計画課
 教育庁 人権教育企画課
 教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 市町村教育室 小中学校課
 商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

2. 大阪府による協同組合支援の強化

（1）第217回通常国会において「国際協同組合年にあたり協同組合の振興を図る決議案」が採択されるなど、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は高いことから、地方自治体においても協同組合の支援をより一層強化する。

大阪府は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化する。特に、所管事に別れている各協同組合を横断的に調整する横串となる担当部署の設置を求める。

（回答）

【府民文化部：一重下線部について回答】

- 消費生活協同組合は、供給、福祉・医療、共済といった事業のほか、食料・環境問題など様々な社会問題におけるSDGsの実現に向けて積極的に取り組まれています。
- 消費生活協同組合がこのように消費者の暮らし全般にわたって貢献していくためには、組合員の意思がその運営に適切に反映され、組合員のニーズを踏まえた事業活動が円滑に行われることが重要です。
- このため、府としては、各消費生活協同組合が法令に基づき適正に運営され、事業の健全性が確保されるよう、研修への協力や消費生活協同組合法に基づく指導・検査等を通して、必要な支援を行ってまいります。

【環境農林水産部：森林組合】

- 森林組合は、森林整備、木材販売、木材加工、建築等の各種事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする協同組合です。
- こうした森林組合の事業は、地域の森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大や持続的な森林経営に最大限の配慮をするなかで行われていることから、「陸上の豊かさ」をはじめ、SDGsの実現に資する事業活動とリンクする部分が多く、持続可能な社会の形成の実現に向けて貢献しています。

- 大阪府と大阪府森林組合で大阪の今後の森林・林業に係る事業調整会議等により、日ごろより対話に努めており、今後も継続して大阪府森林組合との積極的な対話に取り組んでまいります。また、各協同組合との横断的な調整のため、大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会（OCoNoMi おおさか）との連携に引き続き取り組んでまいります。

【環境農林水産部：農業協同組合】

- JAグループでは、2025年の国際協同組合年をきっかけに、食・農・地域を支えるJAグループの役割や存在意義、協同組合の社会への貢献などについて、グループ一体となって効果的な情報発信を行っています。また、SDGs等の社会的課題への取り組みを連携して進めることを目的として、大阪府内の協同組合と大阪府域の非営利団体9団体で構成、設置された「OCoNoMi おおさか」にJAグループも参画し、毎年取り組みが広がり相互の関係性が深化しています。
- 府としては、JAが自ら掲げる自己改革の実践についての進捗状況を積極的に把握し、農業協同組合法に基づく検査・指導等を通して必要な指導・助言等を行うことにより、JAの自主的な取組をさらに促してまいります。また、協同組合に関する取組については、JAグループが参画する「OCoNoMi おおさか」との連携も含め、関係部局と情報共有を行いながら、引き続き対応してまいります。

【環境農林水産部：漁業協同組合】

- 漁業協同組合は、漁民や水産加工業者の経済的、社会的地位の向上と水産業の発展を図ることを目的に、水産業協同組合法に基づき設立されています。漁業協同組合では、この目的を果たすべく、組合員のために購買事業や販売事業のほか、SDGsの目標の一つである「海の豊かさを守ろう」の実現に向け、水産資源の保護や環境保全等に取り組んでいます。
- 府としては、漁業協同組合が本来の使命を果たせるよう、引き続き研修や常例検査等の機会を通じて、必要な指導や支援を行ってまいります。また、大阪府漁業協同組合連合会や大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会（OCoNoMi おおさか）との連携にも取り組んでまいります。

【商工労働部】

- 労働者協同組合の普及、制度活用の機運醸成のため、労働者協同組合法制定の趣旨や協同労働についての解説、先進事例の紹介等を行うセミナーを開催するとともに、労働者協同組合の設立届出等に関する相談窓口を開設し、府民や府内市町村からの相談を受けています。
- また、令和5年度からは設立の意志を有しつつも、設立方法が分からない方に対し、

専門家の個別相談による具体的な設立支援を行っています。

- 今後も各協同組合を所管する部署をはじめ、厚生労働省や市町村、関係機関とも連携しながら、引き続き府民への周知・啓発に努め、大阪府協同組合・非営利協同セクター連絡協議会（OCoNoMi おおさか）との連携に引き続き取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 男女参画・府民協働課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

環境農林水産部 流通対策室 市場・検査指導課

環境農林水産部 水産課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

3. 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

大阪府として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催する事。大阪府は、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進する。

（回答）

【府民文化部：下線部についてのみ回答】

- 大阪府所管の各消費生活協同組合の組合員の合計人数は、大阪府内の全世帯数を上回っており、既に多くの府民が消費生活協同組合の事業を利用し、または、活動に参加されています。
- 各消費生活協同組合では、それぞれの理念と方針に基づき組合員の輪の拡大に取り組まれているほか、既に組合員である方に対しては、すべての消費生活協同組合が定款において「組合事業に関する知識の向上を図る事業」を事業内容として規定し、各消費生活協同組合の状況に応じて研修等を実施されています。
- こうした現状を踏まえ、地域住民を対象とした研修会等を府が実施するのではなく、各消費生活協同組合が実施する研修等を府でも把握することなどにより、研修等を確実に実施するよう促し、ひいては多くの府民に消費生活協同組合に対する理解が深まるよう引き続き連携等に努めてまいります。

【環境農林水産部：森林組合】

- 大阪府森林組合は、全国で最初の一府一森林組合であり都市圏を囲むように北から南まで広がる府内森林の全域で森林整備・保全等の事業に取り組んでいることから、組合員を含む地域の森林所有者との連携が図られています。
- また、大阪府森林組合では年2回の、機関誌の発刊・配布により、組合員をはじめとした地域の森林・林業関係者へ活動状況や事業計画といった組合情報を定期的に発出し

ており、既に自ら、森林組合が府内の森林・林業において重要な役割を担っていることを周知しています。

- さらに、大阪府森林・林業広報誌「山」を活用し、森林組合員をはじめ広く関係者に配布しているほか、大阪府と大阪府森林組合で大阪の今後の森林・林業に係る事業調整会議等により、日ごろより情報・意見交換に努めています。また、「大阪府林業労働力の確保の促進に関する基本計画」に基づき、デジタル技術の活用により安全で効率的な森林施業の推進や施業の集約化による持続可能な森林経営への支援を行うと共に、大阪府林業労働力確保支援センター等と連携した就業支援講習などの研修により、担い手の確保・育成に取り組んでいます。今後も継続して大阪府森林組合の育成、発展に取り組んでまいります。

【環境農林水産部：農業協同組合】

- 府内 14 の総合農協（以下「JA」という。）では自己改革の取組状況等について、組合員の総(代)会での報告はもとより、ホームページや機関誌に掲載し、広く広報を行っています。
- 府としては、府のホームページでJAの概要等を紹介するとともに、JAのホームページのリンクを貼り、紹介しています。
- また、JAの役職員の研修については、各JAの個別研修に加え、大阪府農業協同組合中央会をはじめとするJA系統機関がJAの役職員向け研修会等を実施しています。
- 加えて、近畿農政局からの委託を受けて、大阪府農業協同組合中央会との共催でJAの職員を対象とした階層別人権研修や、土地改良区や森林組合、漁業協同組合等の役職員を対象とした人権研修を実施しています。
- 今後とも農林水産関係団体の役職員の人権意識の高揚を促すことにより、SDGsの目標達成に寄与することができるよう、努めてまいります。

【環境農林水産部：漁業協同組合】

- 漁業協同組合は、漁民や水産加工業を営む組合員に直接奉仕することを目的に設立され、その目的に沿って、漁業活動に必要な物資の供給、漁獲物の販売のほか、組合員が漁業活動を行うにあたって必要となる各種事務手続きのサポート等を行っています。また、各漁業協同組合において、漁業就業支援フェアへの参加や、国の支援制度を活用した新規就業者の支援など、担い手の確保、育成に取り組んでいます。
- 府としては、漁業協同組合がその目的を果たせるよう、引き続き研修や常例検査等の機会を通じて、必要な指導や支援を行ってまいります。また、担い手の育成、支援につ

いては、大阪府漁業協同組合連合会と連携して各漁業協同組合の取組を支援することにより、後継者及び新規就業者の育成・確保に努めていきます。

【商工労働部】

- 大阪府では、令和7年度に、豊富な経験やスキルをもつミドル・シニア層の方がそれまでの経験を活かし、地域で活躍し続けられるよう、選択肢の一つとして、労働者協同組合について学び、活用していただくためのセミナーを開催しました。

- 今後も厚生労働省や市町村、関係機関とも連携しながら、引き続き府民への周知・啓発に努めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

環境農林水産部 流通対策室 市場・検査指導課

環境農林水産部 水産課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援
4. 大阪府における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援
労働者協同組合について、その目的である「多様な就労機会の開発」、「多様な地域ニーズに即した仕事づくり」、「持続可能で活力ある地域社会の実現」を具体的な施策に落とし込んで推進するよう要請する。さらに大阪府として労働者協同組合の普及、啓発はもとより、府域各自治体での設置を支援する具体的施策の検討を要請する。特に大阪府が実施している「周知・啓発セミナー」は労働者協同組合のみならず協同組合全体の周知や支援にもつながることから、一層取り組みを強化すること。労働者協同組合の設立に際してはアドバイザーによる設立支援を充実させることで、協同組合の支援強化となるよう要請する。

（回答）

- 大阪府では、令和7年度に地域労働ネットワーク推進会議を開催し、府内市町村に対し、地域課題の解決に資する施策の立案時に、労働者協同組合の活用について要請しています。
- また、労働者協同組合法の趣旨の解説や先進的な取組事例を紹介する内容のセミナーを、府民がより身近な場所で参加することができるよう、市町村と共催で府内各地域において計5回開催しました。
- 令和5年度からは設立の意志を有しつつも、設立方法が分からない方に対し、専門家の個別相談による具体的な設立支援を行っています。
- 今後も、地域労働ネットワーク推進会議等の場を通じ、府内市町村へ働きかけていくとともに、厚生労働省や市町村、関係機関とも連携しながら、引き続き府民への周知・啓発に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援
5. 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実
大阪府は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成する。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させること。

（回答）

【府民文化部：一重下線部について回答】

- いただいた要望の趣旨を踏まえ、NPOの自立性を高め、より自主的な活動を促進するために策定している大阪府府民協働促進指針について説明します。
- 本指針に基づく地域の絆を活かした共助の活動が、課題を抱える人々を下支えすることで支える側に回り、その能力を社会で発揮し助け合える、共助社会の実現をめざしていきます。
- 本指針は、NPO法人やボランティアに加えて、地域における様々な担い手が連携・協力しあって地域課題の解決に取り組む重要性を示しており、本府においては、本指針に基づき、全庁を挙げて、府民協働に引き続き取り組んでまいります。

【財務部：（指定管理者制度について）】

- 本府においては、公の施設の管理運営について、多様な民間事業者やNPO法人等のノウハウを活用し、費用対効果の向上を図りながらより良い施設サービスを提供することを目的として、指定管理者制度を導入しています。
- このため、それぞれの施設の設置目的や特性を踏まえ、最も効果的・効率的な管理や住民サービスの向上に資する事業者を指定管理者として選定しています。

【商工労働部】

- 労働関係法令の遵守については、事業者等に対し、電子調達（電子入札）システムの

ホームページ上で、遵守すべき基準となる労働基準法等の労働関係法令を分かりやすく説明しております。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

財務部 行政経営課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

6. 2025 大阪・関西万博について

「2025 大阪・関西万博」について、早急に検証を行い、収支状況を明らかにするなど、万博の開催経費や、跡地利用を含めて新たな住民負担が生じないようにする事。

（回答）

【万博推進局：一重下線部および二重下線部について回答】

- 大阪・関西万博における運営費の収支見込みについては、これまでも博覧会協会において公表されており、収支計画は収入・支出それぞれ 1,160 億円のところ、令和 7 年 12 月 24 日時点で、収入は 320 億円増、支出は最大 50 億円縮減の見込みとなっております。
- また、会場建設費については、予算額 2,350 億円に対して、同日時点の執行見込みは 2,282 億円となっております。
- 引き続き、府市としても、国や博覧会協会と連携し、万博経費の執行管理をしっかりと行ってまいります。

【都市計画局：二重下線部および破線部について回答】

- 大屋根リングについては、大阪・関西万博会場建設費を負担した、国・経済界・府市と、大屋根リングの所有者である 2025 年日本国際博覧会協会が構成する「大屋根リングの活用に関する検討会」において、パブリックコメントでの大屋根リングの残置に関する意見も確認しながら、議論を重ねた結果、同検討会の総意として、万博のレガシーをわかりやすく残すという観点から、第 2 期区域の北東部約 200m を原型に近い形で残置することが望ましいとの結論を得ました。
- なお、財源については、万博の会場運営費の剰余金が発生する場合には、その活用を検討するとともに、国の協力を得て地方創生交付金等の国の交付金や補助金の活用、大阪府・大阪市の負担の検討、協力いただく個別企業を探すなど、関係者が真摯に検討し、確保することとしており、議会の議論を経て、決定することとしています。

【商工労働部：波線部について回答】

- 労働相談センターでは、労働者及び使用者双方に対して労働相談を通じたアドバイスを行っています。

- 万博の起工式が行われた令和 5 年度から令和 7 年度の 12 月末までの労働相談件数は **38,765** 件あり、そのうち万博関連のご相談は **251** 件寄せられました。内容としては、労働契約や有給休暇、職場のいじめに関するご相談が上位となっており、相談内容が労働基準法違反の恐れがある場合は、労働基準監督署に申告するよう助言するなど、適切な解決が図られるよう対応したところです。

(回答部局課名)

万博推進局 総務部 総務課

大阪都市計画局 拠点開発室 広域拠点開発課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

1. 被災者・避難者への生活支援

自然災害対策基本法等の改正法案の成立に鑑み、大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、以下の取り組みを要請する。

（1）被災地から地域内（または他都道府県）に避難している方々も含め、地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備する。避難所に避難できず、自宅や車中で避難生活を送っている避難者に対しても、避難所と同等の物資や情報等の提供を行う事。

（回答）

○ 府としては、主に避難所の運営を担う市町村に対して、避難住民の多様なニーズに応じた運営や、迅速に避難所の開設ができるよう市町村が作成する避難所運営マニュアルの指針（※）を令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、令和7年3月に改定しました。

○ 本指針では避難所の指定基準や地域住民と連携した運営体制の整備、被災者・避難者の生活等に関する情報提供や相談体制の整備などを記載しているほか、避難所の住民に対するきめ細かい生活・支援等の情報提供や総合的な相談窓口設置の必要性等も示しています。

○ また、在宅や車中等の避難者にも、必要に応じて公平にサービスが受けられるようにすることと記載しており、例えば、在宅避難等を選択せざるを得ない要配慮者が発生することを想定し、食料や薬品等の支援物資が届くよう支援計画を策定することが必要であると示しています。

○ 引き続き、市町村の避難所運営マニュアルが本指針に沿った内容に改定され、その実効性が確保されるよう市町村に働きかけてまいります。

※「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

1. 被災者・避難者への生活支援

自然災害対策基本法等の改正法案の成立に鑑み、大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、以下の取り組みを要請する。

（2）大阪府は、国に対し、被災者生活再建支援制度の拡充を働きかけるとともに、府民の安心のためにも、国の制度を補完する大阪府独自の恒久的な生活再建支援制度について、府域自治体と連携のもと早急に具体化し、府民に対して周知を図ること。

（回答）

○ 平成 30 年度の災害により、被災者生活再建支援法の適用を受けたのは、高槻市のみであり、高槻市域外でも同じ全壊・大規模半壊の被害を受けた被災者が同法の適用外となり、支援の有無に差が生じることとなりました。

○ そのため、府としては、一日も早く日常生活を取り戻せるよう、市町村と連携した独自の支援金制度を創設し、被災者生活再建支援法に準じた独自支援を行いました。

○ 一方で、本府としては、被災者に対する支援について、国における統一的なルールによる支援が基本と考えており、府内の一部地域が、被災者生活再建支援法の適用となる自然災害が発生した場合、府内全ての被災区域が支援対象となるよう、国に対し要望を行っているところです。

○ 国に対し引き続き要望をするとともに、今後、大規模な災害が発生した場合には、災害の規模や被災状況に応じ、国の動向を見極めつつ、災害ごとに市町村の意見を踏まえながら、必要な支援を検討すべきであると考えています。

（回答部局課名）

危機管理室 災害対策課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

1. 被災者・避難者への生活支援

自然災害対策基本法等の改正法案の成立に鑑み、大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、以下の取り組みを要請する。

（3） 災害関連死を防ぐため、充実した福祉的支援およびスフィア基準（災害や紛争の被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援活動における最低基準）に沿った避難所運営を行うとともに、復興住宅での高齢者の孤独死防止として孤立化を避けるため、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会や NPO 等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進める事。

（回答）

【危機管理室：一重下線部について回答】

- 令和6年12月に内閣府の避難所に関する指針である「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等が改定され、スフィア基準に関する内容も記載されたことから、府においても、令和7年3月に府の避難所運営マニュアル作成指針を改定し、トイレや炊き出し設備の確保等、スフィア基準を努力目標とすることを記載しました。
- また、スフィア基準については、令和7年12月に府と市町村において意見交換を開始したところであり、今後示される具体的な国の考え方を踏まえながら、府の取組みの方向性を取りまとめていきます。

【福祉部：二重下線部について回答】

- 高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービス圏域」におけるCSW、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都道府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、4つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取組みを進めています。
- 今後も引き続き、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよ

う、市町村における包括的な支援体制の構築を支援し、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 災害対策課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

1. 被災者・避難者への生活支援

自然災害対策基本法等の改正法案の成立に鑑み、大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害の発生に備え、以下の取り組みを要請する。

（4）障がい者、高齢者等への実効性の高い避難支援に向けて、避難行動要支援者に対する個別避難計画を策定する。物資の備蓄にあたっては、女性や高齢者、アレルギー疾患を有する者などの多様なニーズに対応可能な物資の確保に努める。

特に女性や子どもの安全な避難所生活における良好な生活環境の確保に向けて、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」や「避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を徹底した対応をはかる事。

（回答）

【危機管理室、福祉部：一重下線部について回答】

○ 府では、障がい者や高齢者など要配慮者を対象とした個別避難計画の作成を支援するため、府内市町村の好事例を収集した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を作成し、随時更新するとともに、市町村アンケートで収集した課題に応じた研修会を実施して、未策定の市町村はゼロとなりました。さらに、国とも連携して計画策定率向上に向け働きかけているところです。

○ 今後も、福祉部局など関係機関と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況に応じた、実効性のある個別避難計画の作成を促進するため、市町村を支援してまいります。

【危機管理室：二重線部について回答】

○ 府の作成する指針において、多様な視点での物資の確保やアレルギーを有する避難者への対応について記載し、女性用品や乳幼児用品等、女性や妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを踏まえた物資を確保することが必要と示しています。

○ また、国の各種ガイドライン等に沿った内容に改定しており、女性の視点が取り入れられるよう、例えば、避難所運営責任者や住民による自主的な運営組織等において女性が3割以上を占めるよう配置することや、避難所の運営責任者は女性と男性の双方を配

置すべきこと等を記載しています。

- 引き続き多様なニーズに対応した避難所開設・運営がなされるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 防災企画課

危機管理室 災害対策課

福祉部 福祉総務課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

2. 平時における防災・減災の対策

（1）災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の状況を明らかにするとともに、非常時に備えた財源づくりを引き続き検討すること。また「大阪府強靱化地域計画」を適宜、適切に見直すこと。

（回答）

○ 本府では、強靱化地域計画に基づき、平時より市町村や関係団体等との連携のもと、国予算等の活用等により、住宅・都市、保健医療・福祉など施策分野ごとに各種取組みを進め、その進捗状況を公表しています。また、必要に応じて、強靱化地域計画の見直しを行っています。

○ 今後も引き続き、災害への備えを進め、府民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

政策企画部 企画室 推進課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

2. 平時における防災・減災の対策

（2）市町村に対して、災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底すること。

さらに改正災害対策基本法（2021年5月20日施行）にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化すること。

加えて、「おおさか防災ネット」を広く周知するとともに、デジタルデバイドへの対策を行うこと。

（回答）

【危機管理室、福祉部：一重下線部について回答】

○ 府では、障がい者や高齢者など要配慮者を対象とした個別避難計画の作成を支援するため、府内市町村の好事例を収集した「市町村職員向け個別避難計画作成支援ガイド」を作成し、随時更新するとともに、市町村アンケートで収集した課題に応じた研修会を実施して、未策定の市町村はゼロとなりました。さらに、国とも連携して計画策定率向上に向け働きかけているところです。

○ 今後も、福祉部局など関係機関と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況に応じた、実効性のある個別避難計画の作成を促進するため、市町村を支援してまいります。

【危機管理室：二重線部について回答】

○ 大阪府では、「避難情報に関するガイドライン」にもとづく新たな避難情報について府ホームページ等を通じて府民へ周知するとともに、市町村における新たな避難情報の発令に向けての支援を実施しています。引き続き避難の実効性が確保されるよう市町村と連携し取り組んでいきます。

○ 「おおさか防災ネット」は、防災情報を網羅して閲覧できるホームページで、地図上に気象情報や避難情報を表示し、日本語を含む 14 言語対応にするなど、府民の方々や外国人の方々に防災情報をより分かりやすく発信しています。

- さらに災害時の情報提供ツールについては、スマートフォンが幅広い世代に普及していることから、日本語、やさしい日本語を含む6言語に対応したスマートフォンアプリ「大阪防災アプリ」を提供しています。府のホームページや広報誌「府政だより」等を通じての広報のほか、防災イベントでのちらし配布、市町村広報誌への掲載等の依頼に加え、包括連携協定等を活用し、民間企業にもサイネージへの投影や駅でのポスター掲示にご協力いただく等、引き続き様々な機会や方法により「大阪防災アプリ」の普及に取り組んでまいります。

- 更に、デジタルデバイドの対策として社会福祉協議会と連携した高齢者向け操作講習会等での説明や、大雨・洪水といった災害に応じた操作方法やダウンロード及び設定手順を説明する動画を順次公開しており、受け取った防災情報が有効活用されるよう、今後も取り組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 防災企画課

危機管理室 災害対策課

福祉部 福祉総務課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

2. 大規模災害等における防災・減災対策の強化

2. 平時における防災・減災の対策

（3）災害に便乗した悪質商法・詐欺・空き巣等の犯罪防止に努め、予防啓発を徹底すること。

（回答）

【危機管理室】

- 府では、自主防犯意識の向上と犯罪被害の防止を図るため、警察、市町村、金融機関、事業者などの関係機関と連携して、「ニセ警察詐欺」などをはじめとする新たな詐欺手口や被害状況について、ホームページや SNS のほか、YouTube 広告動画、府や市町村の広報紙、街頭のデジタルサイネージ、防犯キャンペーン、防犯教室など、さまざまな媒体や機会を通じて、府民に対し、迅速な情報提供と注意喚起を行っています。
- また、侵入盗被害の防止に向けては、株式会社ダスキンとの公民連携協定に基づき、防犯フィルム関連イベントを実施するなど、防犯情報の発信に努めています。
- 今後も、これらの取組を継続し、災害に便乗した犯罪の予防啓発を行っていきます。

【府民文化部】

- 府では、悪質な事業者による被害を未然に防止するため、府政だよりや府ホームページ、X（旧ツイッター）、メールマガジン等で消費者への情報提供に取り組むとともに、悪質な訪問勧誘お断りステッカーを作成し、市町村の消費生活相談窓口等に配布しています。
- 令和7年度は、X（旧ツイッター）やメールマガジンにて、住宅修理サービスに関するトラブル事例について適切な対処法及び注意点等を掲載し、広く府民に周知を行いました。
- 今後も、災害に便乗した悪質商法等について、様々な機会を通じた予防的な啓発を進めていきます。

【警察本部】

- 災害に便乗した悪質商法、詐欺、空き巣等の犯罪の発生を防止するため、引き続き、防犯対策情報等について、防犯速報、安まちアプリ、SNS等で府民に発信するとともに、関係する機関や団体へ情報提供を行うなど、犯罪被害防止に向けた啓発活動を継続して行ってまいります。

(回答部局課名)

危機管理室 治安対策課

府民文化部 消費生活センター

大阪府警察本部 府民安全対策課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（1）大阪府は、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。

（回答）

○ 給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの説明会の開催、奨学金指導資料の作成、府民向け説明会の開催や電話相談の実施、奨学金の個別相談会の開催等を行うことにより、奨学金制度の変更点（修学支援新制度など）等も含めて、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

○ 府教育庁といたしましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

(高等学校課)

○ 公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）において、教育の機会均等を保障するため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、奨学資金や入学資金の無利子での貸付を行っております。なお、育英会では返還相談コーナーを開設し、返還意欲があっても経済的理由等により返還が困難な方からの返済猶予や分納等の相談に応じるなど、きめ細やかな対応を行っております。

(私学課)

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 私学課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（2）大阪府は、国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。大学等修学支援法の改正にともない拡充された修学支援新制度(所得制限なしでの多子世帯への支援など)について周知を図るとともに、申請受付、申請内容の審査については迅速に行うよう求める。

（回答）

○ 給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの説明会の開催、奨学金指導資料の作成、府民向け説明会の開催や電話相談の実施、奨学金の個別相談会の開催等を行うことにより、奨学金制度の変更点（修学支援新制度など）等も含めて、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

○ 府教育庁といたしましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（3）大阪府は、国の奨学金制度を補う観点から、大阪府独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の制度創設（充実・改善）を検討・実施すること。また、「奨学金返還支援制度導入支援事業」については適正な運用と必要な予算の拡充を行うこと。また、高校生を対象とした自治体の奨学金制度について、返済困難者に対する相談体制や救済措置を拡充すること。加えて、高校生の段階から奨学金制度やその課題について情報提供し、自ら考える機会を設けること。

（回答）

【教育庁】

- 給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの説明会の開催、奨学金指導資料の作成、府民向け説明会の開催や電話相談の実施、奨学金の個別相談会の開催等を行うことにより、奨学金制度の変更点（修学支援新制度など）等も含めて、丁寧な説明・周知等に努めているところです。
- 府教育庁といたしましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（高等学校課）

- 公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）では、平成 29 年度より高校卒業前の奨学生に奨学金の意義等を理解してもらう取組みを行っております。具体的には、返還啓発チラシや先生方向けの冊子を作成するとともに、育英会職員が高校等に出向き返還説明会を開催しております。引き続き、各学校の教職員の方々にも御協力いただきながら、奨学金制度に係る情報を奨学生に提供し、自ら奨学金について考えるよう促してまいります。

（私学課）

【商工労働部：一重下線部について回答】

- 学食返還支援制度導入促進事業については、企業規模を問わず採用が厳しい状況下で、奨学金を返還しながら働く従業員の負担軽減を図り、府内中小企業の人材確保・定着につなげることを目的に、令和5年度から緊急かつ集中的に実施してきました。
- これまでに制度を導入した 3,778 社の企業規模をみると、中小企業の中でもとりわけ採用の困難性が高い小規模事業者が 2,996 社で約8割を占めており、採用活動における制度面での魅力づくりについて先導する効果が一定あったものと考えております。
- 一方、人材確保・定着支援の直接的効果としては、現時点では、本制度導入後の採用者のうち、実際に奨学金の返還支援を受けた従業員は 17.6%にとどまり、必ずしも十分でなかったことが分かりました。
- 人材確保・定着には、奨学金を返還しながら働く従業員の負担軽減も有効であることから、モデルとなる事例を広く発信することにより制度導入を促進するとともに、負担軽減については、現在ご審議いただいている、業務改善・賃上げ促進事業などの「中小企業向け賃上げ促進支援パッケージ」により支援していきたいと考えています。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 私学課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

1. 教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

（4）物価高騰による家計急変等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないように、大阪府の奨学金制度（給付・貸与）の拡充を引き続きはかること。奨学金の返済困難者に対応するため、大阪府における奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

（回答）

○ 給付型奨学金制度を始め、奨学金制度については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの説明会の開催、奨学金指導資料の作成、府民向け説明会の開催や電話相談の実施、奨学金の個別相談会の開催等を行うことにより、奨学金制度の変更点（修学支援新制度など）等も含めて、丁寧な説明・周知等に努めているところです。

○ 府教育庁といたしましては、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないように、文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望してまいりました。今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、無利子貸与制度における貸与枠の拡大、所得連動返還型奨学金の拡大及び給付型奨学金の対象者の拡大等について、引き続き要望してまいります。

（高等学校課）

○ 府立高校の授業料については、在学する生徒の保護者等の年収が約 910 万円未満（目安）の世帯は、国の就学支援金制度により、当該生徒に代わって国が授業料を負担することで、授業料無償化を実施しております。

○ 令和 6 年度に、国の就学支援金で所得超過により対象外となった生徒の授業料を支援する府独自の制度を創設し、段階的に授業料の完全無償化を実施していたところ、令和 7 年度に国においては、単年度限りの予算を措置し、就学支援金制度に設けられた収入要件を事実上撤廃した「高校生等臨時支援金」制度が創設されました。

○ これにより、府独自制度では段階的に実施予定であった授業料無償化の対象者が、令

和7年度から全学年で実施しております。

○ また、授業料以外の教育費の負担軽減のため、平成26年度より生活保護世帯や住民税の所得割額が非課税の世帯を対象として、返済不要の「奨学のための給付金」を給付することにより、生徒・保護者等の支援を実施しております。

○ 今後とも国の補助制度を活用し、適切に支援に取り組んでまいります。

(施設財務課)

○ 公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）における奨学資金の貸付は、保護者の失業、離婚等による家計の急変により修学が困難になった場合等、募集期間外であっても緊急的に申込を受け付ける「緊急採用」の制度を設けております。また、育英会では、貸付制度と併せて、平成23年度に民間からの寄附金を原資とした給付型奨学金を創設しました。さらに、平成26年度には広く府民からの寄附金を原資とした給付型奨学金も創設しており、奨学金制度の充実を図っております。

○ 育英会では返還相談コーナーを開設し、返還意欲があっても経済的理由等により返還が困難な方からの返済猶予や分納等の相談に応じるなど、きめ細やかな対応を行っております。

(私学課)

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 施設財務課

教育庁 私学課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備
- （1）物価高騰が困窮や生活困難に拍車をかける中、生活困窮者自立支援制度が寄り添い型支援の本来の役割と機能を果たせるよう、同制度の拡充・体制整備、人員体制の強化をはかるとともに、住民への周知・啓発を徹底すること

（回答）

- 改正生活困窮者自立支援法においては、生活困窮者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができるよう「支援会議」の設置が努力義務化されたことを受け、生活困窮者自立支援制度の役割と機能を果たすことができるよう、支援会議設置の意義等について、府内自治体に向けて周知を図っております。
- また、生活困窮者自立支援制度を推進するため、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえるとともに、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情に合わせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うことを併せて国に要望しております。
- なお、自立相談支援機関の周知につきまして、本府のホームページ等において周知をおこなっているところです。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備
- （2）全国どこでも必要なサービスが受けられるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業については、広域連携を促進しながら、速やかにすべての市町村において両事業が完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、改正法で努力義務化された居住支援事業（現在の一時生活支援事業と地域居住支援事業）の対象者をホームレスから居住支援を必要とするすべての人に広げ、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めるようより一層の取り組みを求めるとともに、市町村間格差を是正し、全体的な底上げをはかるとともに、大阪府の任意事業の実施状況と、その実数地を高めるよう求める。

（回答）

- 大阪府では、市町村連絡会議や市町村訪問等を通じて、任意事業の取組みを促進した結果、令和6年度には就労準備支援事業、家計改善支援事業、居住支援事業（シェルター事業）については、府内全自治体において実施されています。
- また、居住支援事業の対象者については、ホームレスの方に限らず居住支援を必要とされる生活困窮者とされていますが、令和6年の法改正の趣旨等も踏まえ、居住支援の強化について、府内自治体への周知を図っています。
- なお、国に対して、各自治体が、実施体制の整備や事業実施が円滑に推進できるよう十分な財源措置を行うこと、「子どもの学習・生活支援事業」など補助率が低い任意事業について補助率を引き上げること等を要望しています。
- 今後も引き続き、府内自治体への広域支援を積極的に取り組んでまいります。

府内自治体任意事業実施状況（※福祉事務所設置の35自治体対象）

・子どもの学習・生活支援事業

（令和6年度実績：28自治体）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（3）大阪府としての役割やイニシアティブを発揮し、市町村等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市町村域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて市町村間の調整や支援を行うこと。

加えて「大阪府広域就労支援事業」への自治体参加も増加しているものの、まだまだ少ない。より多くの自治体が参加するよう働きかけを強めること。

（回答）

○ 大阪府が全国知事会代表として参画しました「社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会（平成30年5月～12月）」において、「従事者研修、事業実施体制の支援、市域を超えたネットワークづくり等の都道府県の広域支援について、都道府県事業として明確に位置づけ」を提案し、法に大阪府からの提案が反映されました。

○ 大阪府では、平成27年度から、相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的とした生活困窮者自立支援制度従事者研修（以下「従事者研修」という。）を開催しています。そして、従事者研修の更なる充実を図るため、府内自治体の支援員等が参画した研修企画プロジェクトチーム（PT）を平成28年度に設置し、同PTの意見を踏まえて従事者研修を企画・開催しています。さらに、地域の実情に応じたノウハウの蓄積、市域を超えたネットワークの構築を図るため、府内を4ブロックに分けた地区別研修の開催を府内自治体に働きかけた結果、平成28年度から各ブロックで開催されるなど、大阪府としての役割やイニシアティブを発揮し、様々な広域支援を行っています。

○ また、就労支援に協力する事業所の開拓や就労支援に関する支援プランの策定等を効果的かつ効率的に実施することを目的として、平成28年度から6自治体の参加により開始した「大阪府広域就労支援事業」については、市町村連絡会議等で、実績の紹介や事業への参加を働きかけた結果、令和7年度は11自治体が参加するなど、府内自治体における事業実施体制の整備に取り組んできました。

○ 今後も引き続き、府内自治体への広域支援を積極的に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備
- （4）支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で努力義務化されている「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」に向けて、関係部局が連携し、大阪府における優先発注の取り組みを促進すること。あわせて直近での認定事業所数も明らかにすること。

（回答）

- 認定就労訓練事業所について、府内では多くの社会福祉法人や営利法人等の参画をいただき、令和7年12月現在336事業所（大阪府：71、大阪市：177、堺市：22、豊中市：10、東大阪市：16、高槻市：3、枚方市：1、八尾市：27、寝屋川市2、吹田市7）を認定しております。
- また、大阪府では、民間事業所への受入が円滑に進むよう、企業等が生活困窮者を雇用した場合の優遇措置（税免除など）や初期費用、事故等に対応するための保険に対する支援について必要な財政措置を、国に対して要望するとともに、生活困窮者の雇用の創出に向け、地方自治法施行令第167条の2第3号に基づく認定を進めております。
- 今後も引き続き、認定就労訓練事業の推進のため積極的に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
 2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備
- （5）生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談支援員が一生の仕事として誇りを持って安心して働けるよう、雇用の安定と賃金水準の大幅な引き上げなど処遇の改善、定着促進を引き続きはかること。

（回答）

- 法第4条第5項に適正な人員配置に関する努力義務が規定されております。
- 相談支援員が安心して働き、必要な人に必要な支援を行い、各自治体が地域の実情に合わせ「地域づくり」を推進することができるよう、十分な財源措置を行うことを国に要望しております。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備
- （6）相談支援にあたる人材の専門的資質を高め、社会福祉士など適切な資格をもつ人を配置することが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げをはかること。

（回答）

- 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルでは、相談支援に従事する者には養成研修の修了が必要とされており、特に主任相談支援員については、「一定の資格又は実務経験を有する人材が適任である」と記載されています。
- このため、本府では、大阪府生活困窮者自立支援制度人材養成研修において、対人援助技術研修やテーマ別研修等、対象や目的に応じた研修を実施し、従事者の資質向上を図っています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（7）生活福祉資金貸付制度の特例貸付について、厚生労働省の事務連絡（2023年5月8日付）も踏まえて住民税非課税世帯以外でも償還が困難な場合は償還免除を行うとともに、社会福祉協議会をはじめ、継続的な伴走支援を行う生活困窮者自立支援事業を含めた支援体制を強化する。

（回答）

- 生活福祉資金貸付制度の特例貸付については、生活が立て直せず、償還が困難となっている方への丁寧な支援が必要であるため、実施主体の大阪府社会福祉協議会と、相談を受ける自立相談支援機関が連携して支援することが重要であると認識しています。
- また、厚生労働省事務連絡において、フォローアップ支援の実施にあたっては、各都道府県社協、市町村社協及び生活困窮者自立相談支援機関の連携や役割分担が重要であると示されていることから、市町村に対し社会福祉協議会と自立相談支援機関と連携した支援体制の構築に向けて周知を図っています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
 2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備
 （8）いわゆる「中高年引きこもり（8050）問題」の当事者とされる就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずること。加えて「ひきこもり地域支援センター」を市町村にまで拡充させるよう国へ働きかけるとともに、大阪府としても、単に情報提供ではなく市町村への設置が十分に進んでいない事から大阪府としての指導性を発揮すること。あわせて具体的な設置状況、設置推移など示されたし。

（回答）

【福祉部】

- 生活困窮者自立支援制度において、「社会との関わりに不安がある」など直ちに就労が困難な方に対する就労準備支援事業を実施しております。
- 同事業は現在、福祉事務所を設置する府内全35自治体で実施しており、引き続き就労困難な世代に対する就労支援策を講じてまいります。
- 「ひきこもり地域支援センター設置運営事業」については、令和4年度から、国の生活困窮者自立相談支援事業の「ひきこもり支援推進事業実施要領」において、中核市及び一般市町村に実施主体が拡大され、国から市町村に対して必要な財政支援が行われることとなりました。
- より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実及び地域における関係機関のネットワーク構築の促進をするため、市町村や関係機関に対するひきこもり地域支援センターの機能の情報提供に加え、個別に助言や相談対応をしています。国に対しては、十分な財源措置を行うことを要望しております。
 （なお、令和8年1月時点において、府内では中核市、一般市町村での設置はございません）。

【商工労働部：一重下線部について回答】

- 中高年の就労困難な世代に対する就労支援については、国が設置し、大阪府や関係団体が参画する「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において、就職氷河期

世代の支援として、令和2年度から令和4年度までの3年間を集中取組期間、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、目標に向けて各構成員が取り組んできたところです。

- 令和7年度からは、新たに就職氷河期世代を含む中高年世代への支援として、府、政令市、労働団体や経済団体等も参画する「大阪府中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」が設置され、本協議会において策定した事業実施計画により取り組みを進めていくこととしております。
- 大阪府では、就職氷河期世代を含む中高年世代の就職に向けた支援として、**OSAKA**しごとフィールドにおいて、キャリアカウンセリングやセミナー、社会人スキル向上を目的とした研修や職場体験付きのマッチング交流会による支援を行うとともに、令和7年度は大阪労働局と合同で「企業面接会&企業説明会」を実施しました。
- 令和8年度も、引き続き上記協議会に参画し「就職氷河期世代を含む中高年世代」向けの就労支援を、国の交付金を活用し引き続き実施してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
商工労働部 雇用推進室 就業促進課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

2. 生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備

（9）子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政としても環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を行うこと。

（回答）

○ アウトリーチ機能の強化については、生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助において、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業で財源措置がされているところです。

○ このため、本府では、国に対して、来所することが難しい対象者について、訪問支援（アウトリーチ）が行えるよう引き続き十分な財政措置を行うよう要望しています。

（地域福祉課）

○ 子どもの居場所については、新子育て支援交付金により、困難を有する子ども等に対して食事の提供などを行う居場所づくりに取り組む市町村を支援しています。

○ また、子ども食堂等の子どもの居場所が行政や地域と連携するためのネットワークづくりを含め、課題を抱える子どもや保護者へのアウトリーチ型支援に取り組んでいる市町村の取組みを子どもの貧困緊急対策事業費補助金により支援しています。加えて、子ども食堂等への直接的な支援として、子ども輝く未来基金を活用し、学習教材の購入費等について補助金を交付しています。

○ 引き続き、補助金等を活用し、子ども食堂等の居場所に関する取組みを支援していきます。

（子育て支援課）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
3. 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応
- （1）生活保護に対するスティグマをなくすため、生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に周知すること。また、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で **Web** 掲載するとともに、福祉事務所や行政の各相談窓口を設置し、オンライン申請や **FAX** 申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。

（回答）

- 制度の周知については、大阪府のホームページで、生活保護の申請は国民の権利であり、ためらわずにご相談いただくよう呼びかけるとともに、府内各市町福祉事務所、各子ども家庭センターの窓口等において「保護のしおり」を配架するなどにより、広く生活保護制度を周知しているところです。
- また、申請については申請書の提出を原則としていますが、申請書を作成することができない特別の事情があるときは口頭による申請を認めています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
3. 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応
- （2）生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう、現場に徹底する。要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を徹底するよう、現場に徹底する。

（回答）

- 生活保護制度の運用にあたっては、保護が必要な方に必要な保護を実施することが基本であると認識しています。また、原則として申請から14日以内に決定を通知し、急迫した状況にあるときは速やかに職権をもって保護を開始しなければならないとされています。
- 適切な保護の実施に向け厚生労働省社会・援護局保護課より令和2年3月10日付で、面接時の適切な対応の徹底、速やかな保護決定等について事務連絡が発出されております。
- また、要保護者に扶養義務者の職業、収入状況や関係性等をお聞かせいただき、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について丁寧に聞き取りを行い、個別の事情を検討の上、「扶養義務履行が期待できない」と判断される扶養義務者には直接の照会を行わず、「扶養義務履行が期待できる」と判断される場合は、金銭的な援助のみならず、精神的な援助の可能性についても照会させていただいているところです。これらについては、府内各市町福祉事務所長及び各子ども家庭センター所長に送付し、周知を図り対応しているところです。
- また、府社会援護課としても、令和4年3月3日付けで、「保護申請の面接時の適切な対応の徹底について（依頼）」を発出するなど、保護の申請権の確保や、扶養照会の留意点等について重ねて周知し、相談者が申請をためらうことのないよう、改めて適切な対応の徹底を依頼しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
3. 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（3）生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求めること。また、この間、ケースワーカーの増員がはかれたが、いまだに標準数を下回っている事務所数を明らかにし、その是正をはかること。

（回答）

- 福祉事務所のケースワーカーについては、社会福祉法により資格要件と標準数が定められています。
- 資格要件につきましては、ケースワーカーは社会福祉主事でなければならないとされており、社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員で、年齢 18 歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、学校教育法に基づく大学等において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した者、社会福祉士、厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者等であることとなっております。
- 標準数につきましては、郡部福祉事務所は被保護世帯数が 65 世帯ごとに 1 人、市部福祉事務所は被保護世帯数が 80 世帯ごとに 1 人と定められており、大阪府におきましては、ケースワーカー数が標準数を下回っている福祉事務所に対し、政令市を除き、生活保護法施行事務監査において、実施体制の整備充実の必要性を指摘し、その是正を指導しております。令和 6 年度生活保護法施行事務監査においては、23 か所の福祉事務所でケースワーカー数が標準数を下回っていることを確認し、その是正を指導しました。当該福祉事務所においては、関係部局との調整など人員確保に努めており、令和 7 年度には 9 か所の福祉事務所でケースワーカーが増員されており、引き続き標準数を確保するよう指導してまいります。
- 大阪府におきましては、生活保護制度は憲法が保障するナショナル・ミニマムとして、国の責任において実施すべきものであり、人件費を含む生活保護費にかかる経費は全額国が負担するべきと考えており、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、

国に引き続き要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

3. 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

（4）生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かした上で重なり合い、一体的で切れ目ない支援を行うこと。また、生活困窮者自立支援法の改正に伴い生活困窮者向けの就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業を生活保護利用者が利用する場合は、ケースワーカーが継続的に関与するとともに、現場の業務負担の増加により支援の質の低下を招かないよう両実施機関の適切な人員配置を確保すること。

（回答）

- これまでも、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日 社援保発 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護・地域福祉課長通知）に示されたとおり、福祉事務所では、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る方を適切に自立相談支援機関につなぐこととされております。（生活保護法第 81 条の 3）
- 令和 7 年 4 月 1 日より、生活困窮者に就労準備支援、家計改善支援、居住支援を行う事業について、新たに「特定被保護者」も利用できることとなったことから、府内各福祉事務所へその内容を周知しているところです。
- 福祉事務所のケースワーカーについては、社会福祉法により標準数が定められています。標準数につきましては、郡部福祉事務所は被保護世帯数が 65 世帯ごとに 1 人、市部福祉事務所は被保護世帯数が 80 世帯ごとに 1 人と定められており、大阪府におきましては、ケースワーカー数が標準数を下回っている福祉事務所に対し、政令市を除き、生活保護法施行事務監査において、実施体制の整備充実の必要性を指摘し、その是正を指導しております。令和 6 年度生活保護法施行事務監査においては、23 か所の福祉事務所でもケースワーカー数が標準数を下回っていることを確認し、その是正を指導しました。当該福祉事務所においては、関係部局との調整など人員確保に努めており、令和 7 年度には 9 か所の福祉事務所でもケースワーカーが増員されており、引き続き標準数を確保するよう指導してまいります。

○ また、自立相談支援機関においては、必要な人に必要な支援を行うことができるよう、十分な財源措置について国に要望しております。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4. 子どもの貧困・虐待対策の強化

（1）子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切に、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢をいっそう明確化すること。また、第二次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども総合計画後期事業計画第4章）の進捗状況を点検するとともに、改正子どもの貧困対策法や第二期「子供の貧困対策大綱」をふまえ、努力義務化された市町村における貧困対策計画の策定を進めるなかで貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めるなどの各種施策を講ずること。

（回答）

- 「第二次大阪府子どもの貧困対策計画（R2～R6年度）」では、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取組を推進してきました。
- 令和5年12月に策定された国の「こども大綱」や令和6年6月に改正された「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、令和7年3月に「第三次大阪府子どもの貧困対策計画（R7～R11年度）」をとりまとめました。
- 同計画では、改正後の法律に規定されている「こどもの現在の貧困を解消するとともにこどもの将来の貧困を防ぐこと」との趣旨を踏まえるとともに、新たな大綱に基づき、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組を進めていくこととしています。引き続き、関係部局が実態や課題を共有しながら取組を推進してまいります。
- また、支援を必要とする子どもや保護者を漏れなく支援するため、市町村において、教育委員会、福祉・保健部局等が協働し、課題に応じた支援に早期につなぐ取組が進むよう、取組モデルの共有や子どもの貧困緊急対策事業費補助金等により市町村の取組を支援しており、今後とも、関係部局や市町村と連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4. 子どもの貧困・虐待対策の強化

（2）大阪が、子どもの虐待について深刻な状況にあることを踏まえ、児童虐待防止法の周知をはかるとともに、特に、国民の通告義務（児童福祉法第 21 条）について、引き続きより強力に啓発・広報の徹底をはかること。

（回答）

- 令和 7 年度も 11 月を中心に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しました。具体的には、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）について、ガンバ大阪、大阪ブルテオン及び大阪ラヴィッツに協力いただき、3 チームとの連携ポスターを作成し、ポスターを大阪モノレールの駅構内等に掲示、大阪ブルテオンの試合会場にて啓発物品の配布等を行ったほか、民間団体等との協働により、協力企業に設置のデジタルサイネージやラジオ放送において広報啓発の取り組みを行い、覚えやすい 3 ケタ番号が定着するよう広報活動を実施しています。
- 今後とも、市町村や関係機関とともに、児童虐待の予防や早期発見等に関する周知、啓発・広報に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4. 子どもの貧困・虐待対策の強化

（3）相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、大阪府は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。加えて、この間の激増の要因を分析すること。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の設置について、児童福祉法で義務づけられている都道府県と政令指定市に加え、中核市についても設置を促進するとともに、既設置の児童相談所の児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止すること。

（回答）

- 大阪府子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、平成 27 年度以降 1 万件を超える高い水準で推移しており、令和 6 年度（2024 年度）は 15,561 件となっております。
- そのうち 8,433 件が警察からの通告となっており、心理的虐待に位置づけられる子どもの面前での保護者間暴力、いわゆる面前DVに対応した警察からの通告が増えていることが、増加の一因と考えられます。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に至るおそれのある重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事案に対応するため、大阪府では、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員してきたところです。
- さらに、市町村及び関係機関等に対しては、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」及び「大阪府市町村児童家庭相談援助指針（ガイドライン）」の周知や子ども家庭センターにおける市町村職員の受け入れ研修を実施しているほか、平成 30（2018）年 8 月以降の児童虐待通告事案の全件を大阪府警察と共有しています。
- また、大阪府では、児童相談所の設置を表明した中核市に対し、各市の状況、課題を共有しながら、必要な支援について丁寧に協議を重ね、運営に係る助言を行うとともに、子ども家庭センターでの受け入れ研修の計画的な実施など、専門職員の育成についても支援しています。

○ 引き続き、児童相談所設置に向けて取り組む中核市について、円滑に設置が進むよう支援していきます。

○ 今後とも、児童虐待の早期発見・早期対応のための取組みをさらに進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

4. 子どもの貧困・虐待対策の強化

（4）孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が令和7年5月27日に改定された。ここでは、小中高生の自殺者数が令和6年は529人と過去最多となっていることなどをふまえ、児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進が重点取り組み事項として定められた。これをふまえて、大阪府としても具体的な取り組みをすすめる事。

（回答）

- 孤独・孤立対策は、社会全体で公民が連携して、支援を求める声を上げやすい社会の実現、人と人のつながりが実感できる地域づくりが重要と認識しております。
- このため、大阪府では、令和5年に「大阪府孤独・孤立対策推進指針」を策定し、「地域における支援体制の構築」「居場所の確保」「支援策の充実」「関係機関との連携」の4つの方向性に基づき取組みを進めるとともに、「大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム」を設置し、孤独・孤立の理解促進と地域での居場所づくりや見守り活動が活性化するよう、参画団体同士が交流し相互連携できるような機会を設けております。
- 引き続き、社会全体で孤独・孤立対策が進むよう取組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
5. フードバンク活動の促進

2025年3月25日に変更された「食品ロス削減推進基本方針」を踏まえ、大阪府は、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体への提供、人材育成など）に向けた支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。

（回答）

- 府では、大阪府食品ロス削減推進計画（以下「本計画」という。）の中間年にあたる令和7年度に、これまでの府の取組状況の成果や、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2025年3月25日変更）を踏まえた見直しを行い、令和8年3月末までに、本計画を改定する予定である。
- この改定後の本計画において、基本的施策の柱の一つとして、「未利用食品の有効活用」を掲げるとともに、フードバンク活動に対する支援を位置づけている。
- 具体的には、農林水産省をはじめ、国が実施している「食品アクセスに関する支援策（補助事業・先進事例）」について、フードバンク団体や府内市町村に周知するとともに、相談を受けた場合は、関連する施策及び対応する国の窓口に関して、情報提供を行っている。
- また、災害備蓄用食料については、庁内の災害対策部局をはじめ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」に登録している事業者や市町村などが提供・活用している状況を把握するとともに、フードバンク団体からの問合せや事業者から提供希望を受けた場合は、把握している情報を提供するなどにより、フードバンクの利用拡大に向けた取組を行っている。
- こうした取組を通して、引き続き、食品ロスの削減に繋がるフードバンク活動を支援していく。

（回答部局課名）

環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6. 自死・多重債務対策等

（1）2024年の自殺者数は2万人を超え、小中高生は過去最多となるなど、深刻な状況が続いている。大阪府における自死の実情、推移について検証するとともに、「自殺総合対策大綱」を踏まえて策定した「大阪府自殺対策計画」をより実効性あるものとするよう努めること。

（回答）

- 大阪府内における2024年の自殺者数は1,279人と、前年より104人減少したものの、30歳未満の若年層の自殺者数は高い水準で推移しています。
- 大阪府では「自殺総合対策大綱」を踏まえて策定した「大阪府自殺対策基本指針」をより充実させた「大阪府自殺対策計画」を令和5年3月に策定し、自殺未遂者への支援や自死遺族への支援等に「子ども若者の自殺対策を推進する」を新たに加えた11の重点施策に基づき自殺対策に取り組んでいるところです。
- 引き続き、府内における自殺の動向も勘案しつつ、庁内外の関係機関と連携し、「生きるための包括的な支援」として自殺対策の推進に努めてまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6. 自死・多重債務対策等

（2）大阪府は、若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動について、自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止すること。また、若年層からのSOSの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかること（特に教育庁が実施されているLINEによる教育相談窓口の運営状況、相談件数及びの推移などのデータを示されたし）

（回答）

【健康医療部】

- 本府では、平成29年4月に厚生労働省が発行した「自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン」などを参考に、大学生等の学生及び妊産婦を対象とした、SNSによるこころの相談を実施しています。
- また、こころの健康総合センターでは、府内の各地域で継続的かつ効果的にSOSの出し方教育を企画・実施する人材を養成するため、市町村や教育機関の職員等を対象とした研修を開催し、要望に応じ学校現場に赴いて授業を実施しています。併せて相談を受け止める側の研修として、SOSを受け止めるスキルの向上のため、大阪府版ゲートキーパー養成研修（若年者支援編）のテキストを作成し、市町村や教育機関の職員等を対象とした研修を開催しています。
- 今後とも、厚生労働省の自殺対策を注視するとともに、府内外の関係機関と連携して若年層の自殺対策に取り組んでまいります。

【教育庁】

- 教育センターでは、学校教育相談課題別研修において、自殺予防のために必要な考え方の理解や、子どものSOSを受け止めるための技術の習得などを研修テーマに取り上げ、受け止める側の資質向上を図っているところです。
- また、いじめを含む様々な不安や悩みをもつ子どもが相談しやすい環境を通年で整え、

子どもへの支援の充実を図るために、LINEによる教育相談窓口を設置しています。
相談日、開設時間、相談件数は、以下の表のとおりです。

年度	相談日	開設時間	相談件数
H30	7～8月、8～9月、1月の3期に分けて	18時～21時	831件
R1	毎週月曜日と特設日	18時～21時 (※1月以降は17時～21時)	952件
R2	毎週月曜日と特設日	17時～21時	1,847件
R3	毎週月曜日と特設日	17時～21時	1,162件
R4	毎週月曜日と特設日	17時～21時	1,279件
R5	毎週日～木曜日と特設日	19時～22時	2,774件
R6	毎週日～木曜日と特設日	19時～22時	4,749件

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課

教育庁 教育センター

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6. 自死・多重債務対策等

(3) 多重債務問題等は、物価高騰等による影響を今後も受けることが想定されることから、引続き「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」での意見や各指標を注視しながら、国（金融庁・近畿財務局）、市町村、大阪府警及び大阪弁護士会等の関係機関と情報共有や意見交換等の連携をより強化するとともに、必要な情報を府民に向けてより分かりやすく発信すること。

（回答）

- 令和7年度の国の「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」における金融庁の発表によると、貸金業者からの無担保無保証借入は微増傾向であり、本府としても今後の動向に注視していく必要があると考えています。
- 国は多重債務問題を抜本的に解決するため、平成18年に多重債務者対策本部を設置し、「多重債務問題改善プログラム（以下「プログラム」という。）」として、「相談窓口の整備・強化」など借り手対策を取りまとめ、平成20年からこのプログラムに基づき、地方公共団体等における相談体制の強化のため「多重債務者相談強化キャンペーン」（毎年9月1日から12月31日まで）を実施しています。
- 同キャンペーンの実施に当たり、本府としまして、毎年12月に近畿財務局と大阪弁護士会との共催により無料相談会を開催しており、市町村多重債務相談窓口に対して同キャンペーンの周知と併せて無料相談会の広報の協力を依頼し、広く府民への情報発信を行っているところです。
- また、毎年度当初には市町村及び国の多重債務相談窓口だけではなく、法律相談専門機関などの問い合わせ窓口を一覧にしたリーフレットを作成し、各相談窓口への配架や大阪府ホームページへ掲載等を行い、府民に向けて情報発信しています。
- そのほか、市町村の多重債務相談窓口支援として、毎年度連絡会議を開催し、市町村及び関係機関と密な連携を図れるよう努めており、また、市町村等の多重債務者と接する機会のある窓口の相談員を対象とした研修会についても実施しています。更に、ヤミ

金撲滅に向けた取締り強化を行うため、大阪府警、近畿財務局及び日本貸金業協会との共催により貸金業関係幹事会を開催し情報共有を図っているところです。

- 物価高騰等により今後、多重債務問題等が再拡大する可能性を想定しつつ、引き続き、多重債務対策を円滑かつ効果的に推進できるよう、上記キャンペーン等を通じて、市町村など関係機関との連携並びに府民に向け、必要な情報を分かりやすく発信してまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 中小企業支援室 金融課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6. 自死・多重債務対策等

（4）大阪府・市のカジノを含む統合型リゾート（IR）の区域整備計画が政府に認定されたものの、府民にはギャンブル依存症や治安悪化などを不安視する声が根強い。こうしたことから大阪府は、指摘されている様々な懸念や課題について冷静に分析し、府民にわかりやすく説明や広報をすること。府民の納得が得られない場合は、政策の抜本的な見直しも検討すること。

（回答）

- IRの実現に向けては、府民・市民の理解を深めていくことが重要であると認識しており、国への認定申請後も、府民・市民の理解促進に取り組んできたところです。
- 従来開催していた府民・市民向けのセミナーについては、「双方向の対話の場」との国からの認定条件を踏まえ、令和5年度からは、区域整備計画等の説明と質疑応答に特化した「説明会」として、直接その場で質問したいという方のニーズにもお応えするため、府内各地域において開催しているところです。
- また、大阪府・市では、広く府民・市民を対象に、ポスターやサイネージ等を活用して大阪IRに関する興味関心を喚起することにより、詳細な情報が掲載された大阪府・市のホームページへと誘導し、大阪IRについての理解が深まるよう取り組んできました。
- 令和7年度も、主要駅でのポスター掲出やインターネット広告、大学生向けイベントの実施など、引き続き情報発信に取り組んでいるところです。
- 今後も、情報発信の内容の充実を図りながら、府民・市民の理解が深まるよう取り組んでいきます。

（回答部局課名）

IR推進局 企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6. 自死・多重債務対策等

（5）成人年齢の引き下げにより、18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなったことから、若者が過大な債務を負うことがないように、引き続き学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をはかること。

（回答）

【府民文化部】

- 成年年齢引下げを見据え、令和2年度から令和4年度までに作成した、若者に人気のお笑い芸人が未成年者の契約やクレジットカードの使い方等についてコントでわかりやすく解説した動画を、教育庁を通じて府内各高等学校等に周知するとともに SNS 広告等で配信しています。
- また、学校・家庭等を対象とした消費者教育講師派遣事業を実施しており、金融教育に関する授業も実施しています。
- 今後も、若年者の消費者被害を防止するため、関係機関と連携しながら消費者教育・啓発を推進してまいります。

【教育庁】

- 府立高校においては、成年年齢の引き下げを踏まえ、これまでから、契約の重要性など消費者被害の未然防止に関する内容等を教科「家庭」の中で指導するなどの取組みを進めてきました。また、「総合的な探究の時間」や「特別活動」において、消費生活センターや行政書士会等の協力のもと、外部講師を招き、インターネットでの契約トラブルなど近年多発している事例を取り上げ、その未然防止や被害にあった際の対処方法等について生徒に学ばせるなど、より一層充実させて学習しているところです。
- 加えて、関係機関と連携し、消費者トラブル等を分かりやすくまとめた啓発動画を全ての府立学校に周知するなど、情報発信に努めております。

【商工労働部】

- 令和3年度以降、若年者の金銭トラブル防止啓発チラシ及び金融リテラシー学習の視点でパンフレットを作成し、府ホームページへの掲載や、府立高校・大学をはじめとする府内の教育施設、市町村、弁護士会等に送付し、注意喚起を行ってまいりました。
- 今年度は、若年者向けに金融リテラシー向上を目的とした、クレジットカードの利用に係る「金融トラブル防止啓発チラシ」を作成し、府ホームページへの掲載や府内市町村等での配架を通じて周知するとともに、府立学校及び府内私立高校に対して、在校生への啓発の協力依頼も行いました。
- 引き続き、府ホームページはもとより、**Facebook** や **X (旧 Twitter)** など若年者がよく利用する **SNS** 等を活用し、庁内外関係機関と連携して効果的な啓発を行ってまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター
教育庁 教育振興室 高等学校課
商工労働部 中小企業支援室 金融課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

6. 自死・多重債務対策等

（6）ギャンブル依存症が社会問題となる中、依存症は本人が自覚しにくいとされている。そうしたことから、家族や職場での気づきが重要といわれており、府民に向けての啓発も必要と考える。また、ギャンブル開始年齢が若いと依存症になる確率が高いというデータも明らかになっている。そうした事を踏まえ、府民に対して、中高生に向けての予防教育の実施、家族・職場の正しい対応の啓発、相談窓口の拡大（民間窓口との連携による広報等）を求める

（回答）

【健康医療部】

- 第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画では、「若年層を対象とした予防啓発の強化」及び「依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進」を重点施策として取り組んでいます。
- 今年度は、第2期計画の計画期間の最終年度にあたることから、令和8年度から令和10年度までを計画期間とする「第3期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」を作成しているところです。第3期計画では、予防・啓発については、高等学校等における予防啓発授業等や教員向け研修会の実施、依存症総合ポータルサイトの運営や府民セミナー・シンポジウムの開催等に引き続き取り組むとともに、「発症予防・正しい知識の普及啓発の強化」及び「若年層向け予防教育の強化」を重点施策とし、ギャンブル依存症対策に対する予防・啓発をさらに推進することとしています。
- また、大阪府こころの健康総合センターが事務局を務める大阪アディクションセンター（関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク）において、メーリングリストを作成し、民間の支援機関による相談などについても加盟機関同士が日々情報共有・連携をしております。さらに、加盟する機関等による交流会等を行うことにより、顔の見える連携を促進しており、これらの連携により、引き続き切れ目のない支援の推進に努めてまいります。

【教育庁：一重下線部について回答】

- 平成 30 年 3 月に告示された高等学校学習指導要領解説保健体育編の科目「保健」において指導内容の一つとして、新たに「精神疾患」が取り上げられ、「アルコール、薬物などの物質への依存症に加え、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする」と記載され、各学校では同学習指導要領に則り、授業をしています。
- 第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づき、今年度はオンラインカジノについてこころの健康総合センター作成のチラシを周知するとともに、保護者に対して、府立高等学校 PTA 総会での啓発や、生徒に対しては夏休み前の HR などを活用した注意喚起等を行うよう、府立学校に対して依頼したところです。
- 引き続き、オンラインカジノ等を含むギャンブル等依存症について、教育及び啓発してまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 地域保健課
教育庁 教育振興室 保健体育課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（1）2025年4月に改定された「住まうビジョン・大阪」では空き家の除去だけでなく、利活用を通じた地域活性が位置付けされた。空き家対策については、市町村でのばらつきも見られることから、市町村との連携を強化するとともに、利活用については、住まいの確保が困難な方に対しての施策を図ること。

（回答）

- 本府では、令和4年4月に策定した「空家対策の取組方針」に基づき、空き家の除却及び利活用を含む空き家対策について、実施主体である市町村の取組状況等に応じた支援を行ってきました。
- 市町村との連携強化については、本府、市町村で構成する「大阪府空家等対策市町村連携協議会」において、空き家対策に有効な市町村の先進的な取組の情報提供、意見交換などを通じた支援を行っています。
- また、本府、市町村、民間団体等で構成する「大阪の住まい活性化フォーラム」と連携し、シェアオフィスや店舗、福祉施設等への用途変更による空き家の利活用を促進するため、所有者・事業者向けのコンバージョンガイドブックを作成し、ホームページで公開するなどの取組を行っています。
- 引き続き、こうした取組を通じて、市町村への支援を積極的に行っていきます。
- なお、「住まうビジョン・大阪」は令和3年12月に改定しており、お示しの令和7年4月には改定しておりません。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充
- （2）生活困窮者を食い物にする「貧困ビジネス」（追い出し屋、脱法ハウスなど）を根絶するための規制を引き続き強化すること。

（回答）

【福祉部】

- 大阪府におきましては、生活保護の被保護者が、住居と生活サービス等を併せて提供を受けるいわゆる「住居囲い込み」を行う事業者により、不利な契約を締結することを余儀なくされ、その自立が阻害されないよう、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」により、二人以上の生活保護受給者に住居を提供し、併せて、食事等の生活サービス又は金銭管理サービスを提供する事業者に対し、契約プロセスの明確化及び生活保護受給者の解約権の保障を義務付けております。
- 条例の対象となる事業を実施している事業者が運営する施設に居住する場合には、契約に基づき、生活保護受給者自身の判断でそのサービスを解約することができます。
- 生活保護受給者がサービスを解約しようとしたが、当該事業者が解約権を行使させない場合には、府は福祉事務所等と連携して、条例に基づき当該事業者を指導することになります。

【都市整備部：一重下線部について回答】

- 家賃を滞納した入居者に対して、鍵の交換等の行為を行い、退去を迫るなどの不当な追い出し行為等の規制については、平成 29 年度に、国による家賃債務保証業者の登録制度が創設されており、家賃債務保証業を適正かつ確実に実施することができる者として、一定の要件を満たす家賃債務保証業者が登録されているところです。
- また、令和 7 年 10 月には、住宅セーフティネット法の改正により家賃債務保証業者の認定制度が新たに創設され、家賃滞納のリスクが高いとして保証契約の締結が拒まれることが多い低額所得者等をはじめとする住宅確保要配慮者が利用しやすい保証業者が認定されています。さらに、同じく法改正により新たに創設された居住サポート住宅では、

原則、認定業者は家賃債務保証を引き受けることとされており、賃貸人の負担軽減にも寄与すると考えます。

○ 加えて、国では賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に基づき、賃貸管理業登録を行うとともに、賃貸住宅管理業者の違反行為に対する監督処分の基準を定め、適正な管理業務等が行われるよう、努めているところです。

○ 大阪府では、家賃滞納リスクに対する家主の不安解消のため、家主や管理会社、不動産業者等に対して、これら制度に登録・認定された業者を活用するよう推奨しています。
(居住企画課)

【都市整備部：二重下線部について回答】

○ 建築物が安全に利用できるよう国土交通省の通知に基づき、平成 25 年から多人数の居住実態がありながら防火関係規定等の建築基準法違反の疑いのある建築物（いわゆる違法貸しルーム）に関する情報収集・現地調査を行っています。

○ 現地調査の結果、建築基準法違反があれば建築物の所有者等に対し是正を求めています。
(建築安全課)

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 社会援護課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 建築指導室 建築安全課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

（a）改正住宅セーフティネット法や改正生活困窮者自立支援法を踏まえて、住宅施策と福祉施策が連携した住宅セーフティネットや居住支援体制の強化をはかるとともに、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅政策の充実や家賃低廉化をはかる。

（回答）

【都市整備部】【福祉部、都市整備部：一重下線部について回答】

- 大阪府では、住宅施策と福祉施策が連携し居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、取組を進めています。
- 大阪府が設置した居住支援協議会を核に居住支援体制の充実を図っており、さらにきめ細かな支援を行うため、地域の実情に応じた居住支援を行う上で、有効なネットワークとなる市町村単位の居住支援協議会を、市町村や関係業者、居住支援法人等が連携し設立できるよう促進しています。
- 市町村単位の居住支援協議会は、令和7年4月1日時点で、府内7市で設立されており、引き続き、住宅部局と福祉部局が連携して、地域の居住支援体制の充実を進めていきます。
- また、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅については、民間賃貸住宅の補完を基本に、居住支援の枠組みとも連携しながら、既存ストックを活用して府民の居住の安定確保を図っています。
- 公営住宅は、法令に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しており、令和6年度では、府営住宅において実施した総合募集（全6回）で5,922戸、市町営住宅において7,827戸募集しました。

○ また、大阪府住宅供給公社やUR都市機構等では、子育て世帯等への家賃補助を実施しています。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

(b)セーフティネット住宅は目標を大幅に超える登録数にもかかわらず専用住宅や空室が極端に少なくほとんど利用できない状況にあることから、登録目的や基準等を見直す。

（回答）

○ 住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット登録住宅については、大阪府による登録審査の段階で、各戸の床面積、住宅の構造、設備等が国土交通省令等で定められた基準に適合しているかを確認し、登録を進めています。

○ 今後も引き続き、セーフティネット住宅の登録促進に向けた周知・啓発を行うなど、利用可能な住戸の確保に努めます。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

(c) 家賃及び家賃債務保証料の低廉化補助を拡充する。

（回答）

【福祉部：一重下線部について回答】

- 生活困窮者自立支援制度における、離職等やむを得ない事情により住居を失う恐れのある方で収入等が一定以下の方に対し、有期で家賃相当額を支給する住居確保給付金制度について、今般の法改正に伴い制度が拡充され、家賃の低廉な住宅へ転居するための初期費用も補助されることになりました。

【都市整備部】

- 家賃等の低廉化補助については、セーフティネット住宅を活用した国による補助制度に関して、市町村や居住支援法人等を対象とした研修会において制度活用事例の紹介等を行っています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

(d) 居住支援協議会を設置し実動化をはかる。

（回答）

○ 令和7年10月の改正住宅セーフティネット法の施行により、市区町村単位の居住支援居議会設立が努力義務化され、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が求められているところです。

○ 大阪府では、従前から大阪府居住支援連携体制構築促進事業として、居住支援協議会を設立しようとする居住支援法人に対する補助や、居住支援法人を集めた居住支援研修会・交流会の実施により、居住支援に対する理解促進や市町村域における居住支援協議会の設置を促進してきたところです。

○ 引き続き、府内市町村における居住支援協議会の設立に向け、支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

（e）NPO や民間の困窮者支援団体が入居者に必要なケアやニーズを把握し、コーディネーターとしての役割を果たせるよう、NPO や民間の困窮者支援団体が入居後の支援にも関わりやすくする仕組みを整えるとともに、居住支援法人の活動推進のための補助事業を継続・拡充する。

（回答）

【福祉部】【都市整備部：一重下線部について回答】

- 居住支援は、入居前、入居中、退去時において、それぞれ専門的な知見を活かした支援を一体的に提供することが求められる一方、居住支援法人は、その業種・業態が多岐にわたることから、それぞれの活動をつなぎ合わせることで、居住支援法人の活動推進に寄与すると考えています。
- 今後は、府の居住支援協議会である **Osaka** あんしん住まい推進協議会において、居住支援法人の連携会議を府内8地域に設置し、令和8年度にはこの連携会議を中心に各地域における居住支援体制の強化に向けた研修会・交流会を予定しています。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（3）住居を失う恐れのある方々や住居喪失者への住宅支援策として以下の対策を行うこと。

(f)居住支援法人等が見守りや生活支援を行う「居住サポート住宅」の認定制度の創設にあたっては、貧困ビジネスなどに悪用されないことがないよう万全の措置を講ずるとともに、優良な事業者への公的支援を強化し質の高いサービスの提供を促進する。

（回答）

【福祉部、都市整備部】

○ 今般の法改正により新たに創設された居住サポート住宅の認定制度については、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行うものであり、その趣旨を鑑み、福祉部局や府内市町村と連携しながら認定事務を行うよう努めます。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充
- （4）高齢者の居住用資産の有効活用により生活の安定・向上をはかるため、リバースモーゲージ制度の普及に向け、制度の周知に止まらない具体的な支援を引き続き検討し実施すること。

（回答）

【福祉部】

- 現在、低所得の高齢者世帯を対象とし、居住する土地を担保に生活資金の貸付を行う公的貸付制度として不動産担保型生活資金貸付を実施主体となる大阪府社会福祉協議会において行っており、府のホームページ上での周知や、府内各自治体の生活困窮者自立相談支援機関への周知を引き続き行ってまいります。

【都市整備部】

- リバースモーゲージは、一定の資産価値のある住宅を保有する高齢者が、リフォームや住替え、建替え資金を確保するための有効な手段であるとともに、融資の返済に際して住宅が売却されるなど、住宅の流通が活性化し、ひいては、空家の発生抑制にも一定の効果があると考えられます。
- 大阪府では、リフォーム・リノベーション市場の活性化を目的とした「大阪の住まい活性化フォーラム」の取組みとして、本制度の普及を図っており、今後とも、事業者や市民向けのセミナーにおいて、民間金融機関と住宅金融支援機構とが連携した融資制度の「リ・バース 60」等を紹介するとともに、本制度の紹介を含む国のリフォームに係るガイドブックの配布を行っていきます。
- （※）リバースモーゲージ制度
 自宅を担保にして銀行など金融機関から借入をし、その借入金を毎月（あるいは毎年）の年金という形で受け取る融資制度のこと。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
 都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充

（5）「居住の権利」を基本的人権と位置づけるとともに、「ハウジングプア」（住まいの貧困）と「高い住宅費」を社会問題として可視化するため、ハウジングプア（住まいの貧困）の実態、そして高い住宅費や住宅の質（広さ・部屋数）の低さが若者の「離家」、若者の自立、学び、子育てや急激な少子化に与える影響について、具体的な調査を実施する事。また、社会住宅・非営利住宅など低家賃住宅ストックを拡充し、若年・未婚・低所得層への供給を拡大する事

（回答）

- 大阪府では、全ての府民が安心して住宅を確保できるよう、福祉施策等とも連携し居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用した住宅セーフティネットにより居住の安定確保を図ることとしています。
- こうしたストックの活用を重視した施策を展開する上で、住宅関連市場や住宅ストックの状況を的確に把握することが重要であることから、国により実施される住宅・土地統計調査や住生活総合調査などの統計調査を活用し、民間賃貸住宅の空き家数や低廉な家賃の住宅数、住まいに対する満足度等の状況把握を行うとともに、必要に応じて大阪府独自の調査を検討、実施するなどにより、基礎的なデータの収集や分析を行ってまいります。
- 低所得者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、公的賃貸住宅による居住の安定確保のほか、民間賃貸住宅において住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録等を進めています。また、民間賃貸住宅の家賃等の低廉化について、セーフティネット住宅を活用した国による補助制度に関して、市町村等を対象とした研修会において制度活用事例の紹介等を行っています。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化
 7. 住生活を中心としたセーフティネットの拡充
 （6）地域単位での学生寮の設置とそれへの税制支援、自宅外通学生への家賃補助や給付型奨学金の拡充など、高等教育を受ける学生への住宅費支援を強化する事。
 また、行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を活用し、住居喪失者に無償で提供するとともに、NPOや居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行う事。
 さらに、「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供する事

（回答）

【福祉部：一重下線部および波線部について回答】

○ 生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、関係制度や関係機関と連携して支援を行っております。

【都市整備部】

○ 公営住宅の空き室活用については、事業主体が法に基づく国の承認を得た上で、解雇等により住居の退去を余儀なくされる者などへの一時的な居住の場として、当該者に公営住宅を使用させることができます。

○ また、府営住宅や市営住宅では、居住支援法人と連携し、空室を住宅困窮者向け自立支援住戸などとして活用しています。

○ 住宅セーフティネット法に基づき、賃貸住宅への円滑な入居のための相談や情報提供、見守りなどの生活支援、入居者への家賃債務保証などを行う者を居住支援法人として指定しており、この居住支援法人の中には、生活の安定及び向上のため、就労支援等を行う法人もあります。

○ なお、令和7年10月の改正住宅セーフティネット法の施行により、居住支援法人等が住宅確保要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅の認定制度の創設や、市区町村単位の居住支援協議会設立の

努力義務化、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化などが求められているところです。今後も引き続き、居住支援体制の充実に向け取り組んでまいります。

【商工労働部：二重下線部および波線部について回答】

- 大阪府では、働きたいと思う全ての人に対し、国や市町村と連携を図りながら、**OSAKA** しごとフィールドを軸にキャリアカウンセリングやセミナーの開催等により、個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施しているところです。

(回答部局課名)

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
都市整備部 住宅建築局 居住企画課
都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課
商工労働部 雇用推進室 就業促進課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

4. 消費者政策の充実強化

1. 地方消費者行政の充実・強化

大阪府は、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかるよう引き続き要請する。また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、地方消費者行政予算措置のこの間の推移を明らかにすること。

（回答）

- 府として消費者行政に携わる人材の支援・育成については、市町村の消費生活相談員や行政職員への助言等を行うとともに、相談員の育成と資質向上のための各種研修を実施しています。
- 消費者相談体制の維持・強化としては、国の地方消費者行政強化交付金を活用し、市町村における消費生活相談窓口の整備や相談苦情処理体制の充実を支援するとともに、府が市町村の消費生活相談への助言や巡回訪問等の援助を行う「指定消費生活相談員」を設置しています。
- また、相談員の安定的な確保ができる体制を整備するため、消費生活相談の実務経験の無い有資格者を即戦力となる人材として育成し、相談員の募集を行う市町村とのコーディネートを行う「即戦力となる消費生活相談員の育成・コーディネート事業」を実施しています。
- さらに、国に対しては、平成30年度に行われた地方消費者行政にかかる交付金の制度改正以降、昨年までに続き、令和7年7月にも必要な財源の確保などを要望したところです。
- 本府も厳しい財政状況が続いておりますが、今後も引き続き、地方消費者行政の予算確保に努めてまいります。

【地方消費者行政予算額の推移】

(単位：千円)

		令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
消費生活C当初予算額		271,108	281,889	279,492	280,190	277,669
内 訳	一般財源	127,222	127,093	126,758	129,828	134,744
	地方消費者行政強化交 付金	143,886	154,796	152,734	150,315	142,878
	：大阪府分	40,911	39,825	40,396	41,535	31,768
	：市町村補助分	102,975	114,971	112,338	108,780	111,110

参 考	地方消費者行政強化交 付金他所属分	25,058	25,137	23,073	24,806	40,551
--------	----------------------	--------	--------	--------	--------	--------

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

4. 消費者政策の充実強化

2. 消費者団体の公益的活動に対する支援

大阪府は、現に公益的な活動を行う適格消費者団体、特定適格消費者団体および各地に設立されている消費者団体に対し、その意義を社会的にも評価し、財政面・情報面の支援を行うよう要請する。

（回答）

- 府と特定適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西（KC's）は、平成 30 年 3 月 23 日、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に係る消費生活相談情報の提供と利用に関する覚書を締結し、消費者被害の未然防止、拡大防止及び被害回復について連携を図っています。このほか、府が大阪弁護士会と共同で実施している「共同事例研究会」への参加の呼びかけを行っています。今後も可能な範囲で公益的な活動を行う KC's を支援してまいります。

- また、府内の消費者団体とは消費者フェアなどの場を通じて連携を図っています。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

4. 消費者政策の充実強化

3. 地域における消費者教育の推進

大阪府は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を引き続き進めるよう要請する。特に、2022年4月1日から施行された成年年齢の18歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を引き続き図るよう要請する。

（回答）

- 「大阪府消費者基本計画(第3期)」では、消費者施策の「めざすべき姿」として府、事業者、事業者団体、消費者（府民）、消費者団体が、それぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動をとりながら、お互いが協力することによって、安全・安心で持続可能な消費生活を実現する「消費者市民社会」の構築を掲げています。本計画では若年者の消費者教育の推進を重点取組の一つとして設定しており、地方消費者行政強化交付金の活用等を図りながら取組を進めています。
- 成年年齢引下げを見据え、令和2年度から令和4年度までに作成した、若者に人気のお笑い芸人が未成年者の契約やクレジットカードの使い方等についてコントでわかりやすく解説した動画を、SNS 広告等で配信しています。また、昨年度に引き続き令和7年度は新たに支援学校（高等部）向け消費者教育教材「消費者市民社会」編を作成・配付するなど、学校等における消費者教育の支援を行っています。
- さらに、府ホームページ、X（旧ツイッター）、メールマガジンなどでも若者が陥りやすい消費者トラブルとその対処法、市町村相談窓口等について、周知を行っています。
- 今後も、若年者の消費者被害を防止するため、消費者教育・啓発を推進してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

4. 消費者政策の充実強化

4. 消費者と事業者の良好な関係性の促進

大阪府は、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めることを引き続き要請する。

（回答）

【府民文化部】

- 本府消費者行政では、消費者基本法等に基づき、事業者に比べ、不利な立場に置かれている消費者の利益の擁護・増進を図るため、消費者被害の防止と自立支援に向けた消費者教育に取り組んでおります。
- 近年、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっていることを踏まえ、消費者庁がまとめた資料を活用するとともに、消費者が意見を伝える際のポイントをまとめたチラシや動画を作成し、消費者教育や啓発を行っております。
- 今後とも、適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮しつつ、引き続き、適切な消費者行動について、様々な機会を通じ、消費者への教育や啓発等の取組を進めてまいります。

【商工労働部】

- 令和7年6月に公布された改正労働施策総合推進法において、国の責務として、「職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために啓発活動を行うこと」が定められ、本年10月には、カスタマーハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付ける措置が施行されます。
- こうしたことを踏まえ、府としては、ハラスメント対策に関しては法規制がある中で、まずはより実効性のある対策を講じるとの観点から、ハラスメント撲滅に向けた機運醸成が重要と考えています。
- そのため、職場のハラスメント撲滅に向けた取組みとして、労働局をはじめ、経済団

体、業界団体、労働団体等と連携し、官民一体のオール大阪で、ポスターやステッカーの作成・掲示、標語募集、シンポジウム等を実施してまいります。

- 加えて、労使双方からの労働相談や「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の作成・配布・ホームページ掲載のほか、企業等の人事労務担当者等を対象に「企業におけるカスタマーハラスメント対策セミナー」を引き続き実施してまいります。
- 今後も、こうした取り組みを通じ、職場のハラスメント対策がより一層企業で確実に進むよう、法令の周知を重点的に行うとともに、カスハラも含めたハラスメント全体の防止に向けた啓発にしっかりと取り組んでいきます。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

5. ディーセント・ワークの確立

1. 障がい者雇用の促進

大阪府は、障がい者一人ひとりの特性や場面に応じた合理的配慮の提供が適切に実施されるよう指導するとともに、知事部局、教育庁、大阪府警本部について雇用率を引き続き調査・公表し、透明性のある運営を行うよう要請する（回答に当たっては、それぞれの雇用率（数値）の経年的データをお示し願いたし）

またここ数年間の教育庁における障がい者雇用率と法定雇用率との乖離についての見解及び具体的な改善策について示されたし。

（回答）

【総務部】

- 知事部局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用の促進に努めており、令和7年度の障がい者雇用率は**3.54%**となっております。
- また、当該雇用率について、令和7年12月19日に総務部人事課のホームページで公表したところです。
- 今後とも法の趣旨を踏まえ、障がいがある方の雇用促進に向けて取り組んでまいります。

【参考】大阪府（知事部局）における雇用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
雇用率	3.45	3.53	3.51	3.49	3.55	3.54

※各年度6月1日時点

※議会事務局を含む（厚生労働大臣特例認定）

【教育庁】

- 大阪府教育委員会では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用の促進に努めており、令和7年度の障がい者雇用率は**2.11%**となっております。
- また、当該雇用率について、令和7年12月26日に教育庁教育総務企画課のホームペ

ージで公表したところです。

- 実雇用率が法定雇用率を下回る状況にあることから、採用選考において障がい種別を撤廃したほか、知的障がいのある府立学校の卒業生の就労支援を行う「教育庁ハートフルオフィス」に取り組むなど、障がいのある方の雇用拡大に努めているところであり、今後とも法の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用促進に向けて取り組んでまいります。

大阪府教育委員会における障がい者雇用率の推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
法定雇用率	2.40%	2.50%	2.50%	2.50%	2.70%	2.70%
雇用率	1.84%	1.99%	2.03%	2.09%	2.11%	2.11%

【警察本部】

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえて、「大阪府警察障がい者活躍推進計画」を策定し、障がい者雇用率とともに大阪府警察ウェブサイトで公表しております。
- また、「大阪府警察障害者雇用推進要綱」を制定し、障がい者の雇用の促進及びその職業の安定を図るための取組を行っております。
- 引き続き、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づいた取組を進めてまいります。

[障がい者雇用率]

令和7年6月1日時点 3.07%

(回答部局課名)

総務部 人事課

教育庁 教育総務企画課

教育庁 教職員室 教職員人事課

大阪府警察本部 警務課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

5. ディーセント・ワークの確立

2. 公契約条例の制定

大阪府が民間企業などへ委託・発注するすべての事業において、適正な労働条件とサービスの質を確保するため、低価格入札に拘束された発注、不当な人件費や人員の削減、不安定雇用、下請け業者へのしわ寄せを排除する公契約基本法や条例を制定するよう引き続き要請する。あわせて大阪府の「公契約条例」に対する基本的な認識を示されたし。

（回答）

【総務部、商工労働部】

○ 賃金その他の労働条件は法律により制定すべきものであり、国の動向を注視するとともに、引き続き、最低賃金の引き上げを国に要望してまいります。

（回答部局課名）

総務部 契約局 総務委託物品課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

5. ディーセント・ワークの確立

3. 職場におけるハラスメントの防止

大阪府は大阪労働局とも連携し、職場におけるあらゆるハラスメントを根絶するため、ハラスメント対策関連法にもとづき、あらゆるハラスメント防止に対する周知・指導を徹底するよう引き続き要請します。特に中小、零細企業等への啓発活動の強化、拡充を求め

（回答）

- 大阪府では、職場の様々なハラスメントの防止対策をまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページでの掲載により、事業主等への周知・啓発に努めています。
- 来年度は、改正法が施行されることから、職場のハラスメント撲滅に向けた取組みとして、労働局をはじめ、経済団体、業界団体、労働団体等と連携し、官民一体のオール大阪で、ポスターやステッカーの作成・掲示、標語募集、シンポジウム等を実施してまいります。
- また、事業主からの求めに応じ、労働法やハラスメントを含む労働問題に関する研修に、無料で講師を派遣しております。
- 引き続き、国と連携し、各種啓発冊子の配布等により、法及びガイドラインの周知・啓発等に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

5. ディーセント・ワークの確立

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

（1）大阪府は、仕事と家庭・子育ての両立を促進するために、特に男性の労働時間短縮についての現状と見解、また、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに加え、テレワーク等の働き方改革を促進すること。その際、テレワーク等になじまない職種に従事する労働者も含めて対策を講じること。

（回答）

- 国において実施している毎月勤労統計調査では、労働時間の調査が行われており、その調査結果を見ると、男女とも総実労働時間は減少傾向にあるが、男性は女性に比べて長くなっています。
- 大阪府においては、大阪労働局等の関係機関と連携して、11月を「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」に設定し、「ノー残業デー」の実施などによる時間外労働の削減や、年次有給休暇の取得促進などを呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた気運の醸成を図っています。
- 令和7年度においては、府内中小企業等を対象に、育児・介護休業法の改正ポイントやテレワークの活用方法など、柔軟な働き方についてセミナーを実施するなど、周知・啓発に努めています。
- また、テレワーク等になじまない職種に従事する労働者を含むすべての労働者に対する支援として、ワーク・ライフ・バランスの実現を目的とした休暇取得の促進等の働きかけを、経済団体や労働団体に行っています。

<ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間>

- 定時退社を心がけ、時間外労働の削減に取り組みましょう。
～特定の日や曜日に「ノー残業デー」を設定し、定着させましょう～
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
～土日・祝日にプラスワン休暇して連続休暇を取得しましょう～

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

5. ディーセント・ワークの確立

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

（２）大阪府は、要介護者のいる労働者が介護を理由に退職しないよう、地域包括支援センターの周知に努めるとともに、介護者のニーズに応じたサービスの提供に引き続き努めること。また、介護従事者が働き続けられるよう、賃金・処遇の大幅な改善をはかるよう引き続き努めること。

（回答）

○ 市町村が設置する地域包括支援センターでは、総合相談業務として、本人・家族等からの相談内容に応じ情報提供や、継続的・専門的な個別支援を実施しています。

○ 大阪府では、介護離職を防ぐためにも、課題を抱える家族介護者が地域包括支援センターの総合相談につながるよう、広報の展開や、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員・児童委員をはじめとした地域の多様な主体と連携体制の構築について市町村に働きかけてまいります。

（介護支援課：一重下線部について回答）

○ 介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、

- ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。
- ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。
- ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。

について、国に要望しています。

○ また、令和7年11月に閣議決定された国の「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定において、必要な対応を行うこととし、3年毎の報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」ことを目的に、所要の費用を補助する事業が盛り込まれたことから、府に

においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

(介護事業者課：二重下線部について回答)

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

5. ディーセント・ワークの確立

4. ワーク・ライフ・バランスの推進

（3）大阪府は、待機児童の解消と感染症拡大時の危機を想定して、保育士の人材確保、処遇改善を進めるとともに、保育の質の向上、事故防止等の観点から教育訓練を実施・促進するよう引き続き努めること。

（回答）

○ 府では、保育人材の確保の取組みとして、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援や就学資金等の貸付、地域限定保育士試験等を実施しています。

○ 処遇改善の水準については、国において公定価格の中で決定されるものと認識しています。

○ 保育士の処遇改善としては、平成 27 年度以降、経験に応じた昇給の仕組みの整備等、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約 9 % の改善がなされています。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等が実施されています。

○ あわせて、人事院勧告に準拠した公定価格の基本分単価等の引き上げも行われており、平成 25 年度から令和 6 年度までで累計 24.9 % の改善がなされています。また、令和 7 年度においても 5.3 % の改善が行われています。府としては、引き続き、保育士等の処遇改善について国に要望してまいります。

○ 教育訓練の実施・促進については、心肺蘇生の実技を含む事故防止研修や教育庁と連携し教育・保育の質の向上のための各種研修等を実施しており、引き続き、保育の質の向上に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、大阪府としての積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに、未設置エリアの解消に向け、メルマガによる広報に加え、より積極的に努めるよう要請する。

（回答）

- 大阪府では、これまで府内の中小企業勤労者福祉サービスセンター等で構成される「大阪府事業所福祉共済事業運営協議会」にオブザーバーとして参加し、同協議会の事業への支援、周知に努めてきたところです。
- 同協議会におかれては、加入団体が減少していく中で、事業所共済事業のあり方について検討され、令和5年度をもって中心的な取組である福利厚生事業を廃止されたところ。
- 現在、特約施設等の利用あっせんを行う「調整援助事業」のみを実施し、定例の会議も紙面開催に移行しています。
- こうした状況ではありますが、これまでの経緯と、加入団体が自立的に運営していることを踏まえ、大阪府としては、引き続き必要な協力を行ってまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

1. 子育て支援

（1）こども基本法の理念にもとづき、保護者が安心して生み育てられる条件整備や、子どもが健やかに育つための環境整備をはかること。また、子育ては当事者・家族に委ねるのではなく社会全体で支えることについて合意形成をはかり、十分な財源を確保すること。

（回答）

- 府では、こども基本法に基づく「こども大綱」を勘案し、令和7年3月に「大阪府子ども計画」を策定しました。
- 「大阪府子ども計画」においては、子どもの養育の基盤である家庭及び子ども・若者や子育て当事者を支援する関係者への十分な支援を行い、社会全体として子ども施策に取り組むとともに、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現につなげていくこととしています。
- また、保護者が安心して生み育てられるよう、新子育て支援交付金による市町村支援、保育所及び放課後児童クラブの整備にかかる支援等に取り組んでいます。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 子ども家庭企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

1. 子育て支援

（2）大阪府は、妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、自治体の相談窓口の地域内での拡充に向けたイニシアティブを発揮するとともに、改正育児・介護休業法の施行も踏まえて、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させること。

（回答）

- 平成 29 年 4 月の母子保健法改正により法定化された子育て世代包括支援センターは、令和 2 年度末に府内全市町村に設置され、令和 6 年 4 月からは児童福祉法改正により、こども家庭センターの母子保健機能として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われております。また、令和 4 年度からは、出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠・出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行っています。
- 本府としましては、平成 27 年度より、保健師等専門職の人材育成のための「母子保健コーディネーター育成研修」「保健師等母子研修」や市町村間で意見交換等を行う「妊娠・出産包括支援推進連絡会」を実施し、父親支援も含む産前・産後サポート事業の推進に必要な専門的な知識やスキルの向上を図っています。
- 引き続き、同センターが行う相談支援の充実および体制強化が図られるよう市町村支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

1. 子育て支援

（3）大阪府は、必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実させること。加えて保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること。なお、必要な財源について安定的に措置するよう、国に対して引き続き要望するとともに、大阪府幼児教育センターの機能強化をはかること。さらに「幼児教育に関わる教職員の育成指標」及び「幼児教育研修体系」に基づく各種施策の進捗状況について具体的に示すこと。

（回答）

【福祉部：一重下線部について回答】

- 子ども・子育て支援新制度における保育サービス等子育て支援施策については、地方が自らの責任と創意工夫で多様な保育サービス等が提供できる仕組みとなるよう、関係情報を迅速に提供するとともに必要となる十分な財源を恒久的・安定的に措置することを、府として国に要望しており、引き続き働きかけてまいります。
- 府では、保育人材の確保の取組みとして、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の再就職支援や就学資金等の貸付、地域限定保育士試験等を実施しています。
- 配置基準や処遇改善の水準については、公定価格を所管する国において、検討・実施すべきものと考えます。
- 国においては、令和6年度より3歳児及び4・5歳児の配置基準がそれぞれ20対1から15対1、30対1から25対1に改善されています。1歳児については、令和7年度の公定価格において、職員配置を6対1から5対1へと改善するための「1歳児配置改善加算」が設けられました。
- また、処遇改善としては、平成27年度以降、経験に応じた昇給の仕組みの整備等、徐々に公定価格の改善が進み、これまで約9%の改善がなされています。加えて、一定以上の経験年数があり、所定の研修を修了した中堅の役職職員に対する更なる処遇改善等が実施されています。

○ あわせて、人事院勧告に準拠した公定価格の基本分単価等の引き上げも行われており、平成 25 年度から令和 6 年度までで累計 24.9%の改善がなされています。また、令和 7 年度においても 5.3%の改善が行われています。

○ 府としては、引き続き、配置基準の改善や保育士等の処遇改善を含めた公定価格の見直しについて、国に要望してまいります。

【教育庁】

○ 幼稚園は地域に密着した教育機関であることから、地域の実情に応じてその充実が図られてきたところであり、人材の確保・適正配置及び処遇等については、市町村において総合的な観点から有効な方策を確立していくことが望ましいと考えています。

○ 今後も、国の動向を踏まえて、市町村教育委員会が、それぞれの地域の実情に応じて幼児教育の充実を図るとともに、将来の動向を見極めながら、長期的視点に立って適切に対処するよう働きかけます。

(小中学校課)

○ 私立幼稚園の幼稚園教諭の処遇改善については、国において、平成 29 年度に幼稚園教諭の人材確保支援にかかる制度を創設し、幼稚園教諭の処遇改善に取り組む園に対して、経常費補助金を加算しています。また、令和 4 年 2 月から幼稚園教諭や事務職員等を対象に、収入の 3%程度（月額 9,000 円）を賃上げするための交付金事業が実施され、その後、令和 5 年 1 月から交付金事業の後継として経常費補助金に加算して支援を行ってきたところです。

○ 令和 7 年度に国において追加された幼児教育の質の向上のための処遇改善について、本府においても令和 8 年度以降に追加することを検討しています。

○ これまで都道府県が私立幼稚園の幼稚園教諭に対する処遇改善に補助するにあたり、十分な額が国から措置されるよう要望してきたところですが、引き続き求めてまいります。

(私学課)

○ 大阪府としては、幼児教育の質の向上を図るため、平成 30 年 4 月より大阪府幼児教育センターを設立し、教職員研修の充実を図るとともに、地域の幼児教育について指導助言を行う幼児教育アドバイザーの育成にも取り組んでいるところです。

○ 大阪府幼児教育センターでは、「幼児教育に関わる教職員の育成指標」に基づき「幼児教育研修体系」を作成し、園長、所長、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、幼児教育アド

バイザー等を対象としたキャリアステージに応じた研修を計画的に実施し、幼児教育に携わる教職員の資質・能力の向上を図っています。

- また、各園所においては、園所内研修のテーマ設定を行う際に本指標を参考にするなど、教員の資質向上に活用しています。

(教育センター)

(回答部局課名)

福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

教育庁 私学課

教育庁 教育センター

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（1）総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充と、これまでの取り組みについての評価を示すこと。

（回答）

○ 本府では、在宅医療の受け皿の拡充のため、大阪府医療計画に基づき、在宅医療に関わる医師、看護師等の育成や、在宅医療を支える病院・診療所の拡充など在宅医療提供体制の整備を進めているところです。

○ 具体的な施策として、次のような事業を実施しています。

- ① 各地域に設定した在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関を中心とした地域のサービス基盤の整備を支援
- ② 訪問診療に関心のある医師・医学生を対象とした同行訪問研修等の取組みを支援
- ③ 多様な医療ニーズに対応できる訪問看護師の育成及び確保・定着を図るため、新人・中堅・管理者等の階層別研修を支援
- ④ 病院や診療所の退院調整に携わる職員に対する研修を支援
- ⑤ 多職種協働により患者や家族のニーズに応じた在宅医療の提供ができるよう、個別疾患や意思決定支援等のテーマについて、それぞれの職種の役割の理解や多職種連携に必要な知識を習得するための研修等の取組みを支援
- ⑥ 病院の入退院支援機能強化に向け、退院調整を行う看護職員等の配置を支援
- ⑦ 機能強化型の在宅療養支援診療所や在宅療養支援病院等の整備を支援

○ また、PDCA サイクルに基づき医療計画に基づく取組を推進するため、毎年度、各取組の効果検証を行うとともに、3年に一度評価を行っています。前述の各事業については、**2023**年度までの取組について、概ね予定どおりに進んでいると評価したところです。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（2）地域医療構想の実現にむけて、府域自治体は公的病院などとの連携を強化するよう大阪府としてイニシアティブを発揮すること。

（回答）

- 本府としては、公立・公的医療機関が今後担うべき役割について、地域で協議していくことが重要と考えています。
- そのため、本府では各圏域の病床や診療の実態を分析し、全ての一般病院を対象とする病院連絡会等において、各病院の今後の方向性について、地域の実情等を踏まえ協議の上、確認しています。
- 今後も、引き続き、各病院の方向性を確認するとともに、必要に応じて地域の実情に応じた協議を行い、府域自治体が公的病院等との連携を強化できるよう、医療提供体制の適切な確保に努めます。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（3）大阪府における医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携（タスクシフト）が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化すること。また医師と診療科の地域偏在是正へのさらなる取り組み、人材紹介業者に依存しない医療従事者確保を国とも連携し大阪府主体ですすめること。

（回答）

- 医師の働き方改革を進めていくなかで、大阪府では病院勤務医の負担軽減のため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し、タスクシフト／シェア等に要する経費への補助を実施するほか、地域において、必要な医師を確保するため、救急・周産期等の分野における医師確保や育成を目的として、地域医療支援センター運営事業や大阪府地域医療確保修学資金等貸与事業などを実施し、医師偏在（地域偏在・診療科偏在）是正に取り組んでいます。
- 具体的には、地域医療支援センター運営事業では、若手医師のキャリア形成支援や周産期や救急等に係るセミナーを開催するなどにより、大阪府内の医師確保や育成に努めており、その内容を充実させるなど、引き続き強化を図ってまいります。
- また、地域医療確保修学資金等貸与事業では、人口あたりの病院勤務医師数の少ない医療圏に所在する公立病院や、産科、小児科及び救急科等の分野での診療業務への従事を返還免除条件に、医学生に修学資金を貸与し、本事業を通して養成した医師を府内の医師不足地域等での医療機関に派遣しています。
- さらに、今年度から新たな取組みとして、府内医師不足地域における地域医療への理解や関心を高め、将来、当該地域での勤務を志す医学生等の増加に向け、病院見学バスツアーの開催や特設ホームページによる基幹病院の魅力発信等に取り組んでいます。
- 今後も、国の動向や広域自治体としての役割等を踏まえ、大学や市町村、府医師会をはじめとした医療関係者などで構成する医療対策協議会の意見も伺いながら、府の実情に適した効果的な医師確保策を検討・実施します。

- なお、医師の確保・養成に関しては、都道府県の努力だけでは解決できない課題も多いため、国に対して、計画的な医師養成の推進や、地域において必要な医師確保策の拡充等について、引き続き要望していきます。
- 看護職員の確保については、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、「養成・資質向上」「定着・離職防止」「再就業支援」を柱とした取組を進めています。
- 「養成・資質向上」としては、看護師等養成所に対する運営・設備補助や指導のほか、教員等養成のために専任教員養成講習会・実習指導者講習会を開催しています。「定着・離職防止」としては、病院内保育所に係る補助や新人看護職員研修に対する補助を行うほか、中小規模病院の看護職員を中心に離職防止を目的とした多施設合同研修を実施しています。「再就業支援」としては、潜在看護師が職場復帰できるよう、ナースセンターによる無料職業紹介や再就業を図るための各種講習会、就職相談会を開催しています。
- 引き続き、これらの事業を充実するなど、看護職員の確保に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備【医療分野】

（4）医療機関に対する助成金（空床補填や感染防止対策費など）については、今後の感染症の拡大も踏まえて必要に応じ財政支援を検討するとともに、手続きの簡素化と速やかな給付および財政支援の拡大を検討すること。

（回答）

- 令和6年4月1日施行の改正後の感染症法に基づき、都道府県は新興感染症等の発生・まん延に備えた対策を講じることとなっており、府においても令和5年度（令和6年3月）に「感染症予防計画」を改定しました。
- 当該計画を踏まえ、新興感染症の対応を行う旨の協定を締結した医療機関等に対する設備整備を支援するため、「大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関施設・設備整備事業」等を実施し、医療機関に対する財政支援を行っているところです。
- また、申請の手続きについては、オンライン化（大阪府行政オンラインシステムを利用）により、申請者の負担軽減等を図っています。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

2. 安心の医療・介護体制の整備

（5）「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」が、大阪市住吉区「こころの健康総合センター」に移転し、これまでのワンストップ型からネットワーク型に移行することとなったが、ワンストップ型のメリットとして医療とメンタルケアが同時にできる点であるが、そのメリットが失われないような利用者へのケアとプライバシーが守られるような体制を整えることと大阪府の責任において、対応する医療従事者や相談員の充実また、拠点の拡充、十分な予算措置を図ること。

（回答）

- 大阪府性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、令和7年10月のこころの健康総合センター建物内への移転に伴い、病院拠点型から協力医療機関との連携型に移行しました。
- 移転先では診療所を併設し、被害者の診療が可能となるよう医師を確保するとともに、関係団体を通じて医療機関に協力依頼を行い、協力医療機関は従来の10病院（産婦人科のみ）から、約40機関（産婦人科の他、小児科、精神科、肛門外科、泌尿器科等）に拡充しています。
- 今後とも、被害者に寄り添った診療を提供できるよう、協力医療機関と診療事例の共有や意見交換等を行い、連携してまいります。
- また、協力医療機関を対象とした性暴力対応看護職（SANE）研修受講料の補助制度や、支援員養成講座の実施により、対応する医療従事者や相談員の充実を図ります。
- なお、拠点の拡充には、診察時間や診療機能の制約、人員確保等の課題もあることから、中長期的に協力医療機関等も含めた形で検討を行ってまいります。
- 引き続き、支援内容の充実・強化に向けて、国の交付金を活用するなど、予算確保に努めてまいります。

（回答部局課名）

危機管理室 治安対策課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（1）地域医療介護総合確保基金や各種交付金・助成金を活用し、介護人材確保や物価高騰対策を強化する事。特に、基金等を活用した地域密着型サービスについて、人材確保や施設整備等の対策を拡充する事。

（回答）

○ 大阪府では、「大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に向けた各種事業を実施しております。

○ 地域医療介護総合確保基金を活用し、大阪福祉人材支援センターに専門的知見を有するキャリア支援専門員を配置し、地域関係機関との連携強化や一般大学生、資格取得者等への働きかけにより介護業界へのマッチングを図っております。また、大阪労働局やハローワークとの連携を強化し、合同面接会やセミナーを実施しております。

○ 今後とも、介護人材の安定的な確保・定着を図るため取組みを推進して参ります。
（福祉人材・法人指導課：一重下線部について回答）

○ 地域密着型サービスを行う事業所については、市町村が、地域の実情に応じて見込んだ介護サービス量を元に整備を進めており、府においては、市町村に対し大阪府地域医療介護総合確保基金による間接補助を行っているところです。

○ 今後ともこの補助制度の周知に努め、市町村での活用を促進してまいります。
（介護事業者課：二重下線部について回答）

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（2）利用者がサービスを受ける権利を保障するという観点からも、要介護1・2に対する介護保険サービスは地域支援事業へ移行させないこと。

（回答）

- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付のあり方については、令和4年度の社会保障審議会介護保険部会における議論や令和5年12月に閣議決定された「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」において、現行の総合事業に関する評価・分析等を行いつつ、第10期計画期間の開始までの間に結論を出すこととされており、包括的に検討が進められています。大阪府としては、その状況を注視してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（3）地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施すること。

（回答）

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源である地域支援事業交付金については、上限額を上回る場合でも、一定の特殊事情を勘案し国の「個別判断」により認められており、国に協議をされている市町村の事例もあります。
- また、府内の市町村において、地域支援事業費等を活用し「介護予防・日常生活支援総合事業」が行えるよう、大阪府として今後とも都道府県としての法定の費用負担を行っていくとともに、必要に応じて国に対し財源の確保を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（4）「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善について、継続的に国に要望し、具体的な回答を得る努力を強化すること。

（回答）

- 介護職員の処遇の改善については、制度を所管する国において必要な措置を講じるものであるため、
- ・引き続き他産業との賃金格差の解消に向け、介護支援専門員も含め、介護職員の処遇改善が確実になされるよう、更なる財源措置を行うこと。
 - ・事務手続きの簡素化や制度の弾力的運用など、法人・事業者の負担軽減を図ること。
 - ・事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築し、人材の確保・定着を図れるように、加算ではなく基本報酬に組み込むなど、恒久的な措置を講じること。
- について、国に要望しています。
- また、令和7年11月に閣議決定された国の「強い経済」を実現する総合経済対策において、「介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定において、必要な対応を行うこととし、3年毎の報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う」ことを目的に、所要の費用を補助する事業が盛り込まれたことから、府においても、介護事業者に対し、必要な支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（5）大阪府は、府域市町村における見守りに関するネットワークを支援するとともに、「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結組織、団体数が増加していないことから、直近の数を明らかにするとともに、団体数の拡大に引き続き努め、その実効性を高めること

（回答）

- 本府では、大手コンビニエンスストア、金融機関、保険会社等との間で「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、府内各市町村で構築されている行方不明高齢者等の早期発見・保護を目的とした「見守り SOS ネットワーク」への協力について要請し参画いただくなど市町村が行う認知症高齢者等の見守り活動を支援しております。同協定の締結企業・団体数は、新たに令和8年2月4日付けで毎日新聞大阪市・府毎日会連合会との間で協定締結を行いましたことから現状25の企業・団体となっています。
- また、「見守り SOS ネットワーク」の更なる充実を図るため、府では別途「包括連携協定」を締結している企業にも、その連携項目に応じて、同ネットワークへの協力について要請し、参画いただくなど取組を進めているところです。
- 引き続き「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」締結企業等の拡大のため、府ホームページ等を活用し、企業等への周知及び様々な機会を捉えた働きかけに努めるとともに、府内市町村において同ネットワークの実行性が高まるよう、市町村の支援に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（6）成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を引き続き行うこと。また地域の実情に即した利用促進のための具体策を早急に策定、実施すること。

（回答）

- 令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市町村は権利擁護支援の地域連携ネットワークを包括的なものとしていくため、市町村計画の策定やコーディネート機能を担う中核機関等の段階的・計画的な体制整備が求められています。
- 府では、担い手の確保及び地域共生社会の実現のため、社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」としての法人後見支援事業を実施するとともに、市民後見人の養成に関するホームページの掲載や市民後見人を養成する市町村に補助を実施しています。
- また利用促進のための具体策を検討するため、市町村長申立等の実態調査により地域の実情を把握し、専門職団体や家庭裁判所を交えた権利擁護支援体制推進分科会を開催しています。
- 併せて、地域の実情に即した利用促進を図るため、中核機関の整備状況等、市町村の取組状況に応じた意見交換会を実施しているところです。
- 今後もこうした取組を引き続き行い、市町村を支援していきます。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（7）市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化する。ヤングケアラーやビジネスケアラーなど介護課題をかかえる人の増加を踏まえ、当事者だけの問題とせず地域や社会全体で介護を支えるよう啓発・情報提供・相談支援など仕組み作りを強化する。

（回答）

【福祉部】

- 介護等のケアを受ける側やケアに必要な家族などを「ケアする方」を含む高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、複合的な課題の解決に向け適切な相談対応がなされるよう、大阪府では、研修会等を通じて地域包括支援センターの人材育成や機能強化に向けた支援をしています。
- ヤングケアラーの支援に関しては、市町村、事業者や学校とも連携した取組みが進められるよう、府の施策の方向性と具体的取組みを示すため、大阪府ヤングケアラー支援推進指針を令和4年3月に策定し、「社会的認知度の向上、早期発見・把握」「プラットフォームの整備」「支援策の充実」に取組んできました。
- 令和6年12月には、同年6月の子ども・若者育成支援推進法改正により、都道府県の役割が明確化されたことなどを踏まえ、同指針を改定しました。具体的には、社会的認知度の向上、早期発見・把握の取組として、ポスター等による周知啓発や、市町村職員や福祉専門職等を対象とした研修を実施し、本人や周囲の関係者の気づきを促す取組を行うとともに、市町村職員、コミュニティソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー、民間支援団体等が参加する市町村担当課長会議を開催し、好事例の共有や意見交換会の実施等を通じて、関係機関の連携体制の構築を行うなど、プラットフォームの整備を図っています。
- 支援策の充実としては、令和7年度より府において、18歳以上のヤングケアラーを対象としたピアサポート事業を実施しており、家族のケアを経験したピアスタッフや福祉

専門職による相談窓口の設置や、同じ経験をもつ仲間と交流できるオンラインサロンの開催等を行っています。また、大阪府福祉基金を活用して、ヤングケアラー支援に取り組む9団体に助成を行い、地域におけるヤングケアラー支援力の向上を図っております。

- また、ダブルケアラーやビジネスケアラーへの支援に関する施策の推進を図るため、関係部局が参画する「ケアラー支援関係会議」を令和7年1月に立ち上げました。今後の施策のあり方について、ケアラー支援関係会議を通じて検討してまいります。

【商工労働部】

- 大阪府労働相談センターにおいて、介護等と仕事の両立支援制度などをわかりやすく解説した冊子を作成し、配布やホームページでの公表、両立に向けたセミナーの開催による普及啓発を行うとともに、労働者及び使用者双方から「介護休業等に関するハラスメント」などの労働相談に応じています。

(労働環境課)

- 大阪府の総合就業支援拠点、OSAKA しごとフィールドでは、年齢や状況を問わず、「働きたい」と思っているすべての方を対象に、カウンセリング、各種セミナー、職場体験等による就職支援を実施しています。

- カウンセリングの中で介護に関する相談は、回数を重ねることで見えてくることから、カウンセラーひとりひとりの「介護」に関する聞き取り感度をあげ、早期段階からの的確なアドバイスができるよう、研修を実施しています。

- また、介護と仕事を両立できるよう、介護制度等に関するセミナーを実施しています。

(就業促進課)

(回答部局課名)

福祉部 高齢介護室 介護支援課

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

商工労働部 雇用推進室 就業促進課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

7. 安心・信頼できる社会保障の構築

3. 安心の医療・介護体制の整備【介護分野】

（8）地域包括支援センターの機能を強化し、実施体制を整備するため、市町村ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。また、地域包括支援センターの安定運営に向けて、市町村による財政措置、人材確保やケアマネジャーの育成・研修を充実し、適正に配置する。

（回答）

○ 地域包括支援センター間の総合調整や後方支援機能を有する基幹型地域包括支援センターの設置については、市町村が地域の実情を踏まえて設置するものと考えますが、機能強化に取り組むことは重要です。

○ 大阪府では、地域包括支援センターにおいて適切な介護予防ケアマネジメントが実施されるよう、研修会等を通じて地域包括支援センターの人材育成や機能強化に向けた支援をしています。

（介護支援課）

○ 介護支援専門員（ケアマネジャー）については、国が定めたカリキュラムにより研修を実施しており、今後も研修のオンライン化を拡充するなど、研修の充実に努めてまいります。

（介護事業者課：一重下線部について回答）

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護支援課

福祉部 高齢介護室 介護事業者課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

8. 大阪労福協が展開する各事業への協力、支援

1. 「ライフサポートセンター」事業

大阪労福協が中心となって進めている「ライフサポートセンター事業」は、勤労者はもとより全ての府民の暮らしの総合支援・拠り所となるよう、労働相談をはじめ年金、多重債務問題などあらゆる相談にワンストップで対応できるよう取り組んでいる。

大阪府においては、「ライフサポートセンター事業」に対する一層のご理解と相談機能活用のための周知、及び府行政各部門との連携強化について、引き続きの支援・協力を要請する。

（回答）

○ 「ライフサポートセンター事業」は、労働者とその家族の安心、安全な生活を実現するために重要な取り組みであり、大阪府としては、同事業の円滑な実施が図られるよう、これまでと同様に、貴協議会の月間広報誌である「ラ・ポール」の配架等、情報提供について協力していきます。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

8. 大阪労福協が展開する各事業への協力、支援

2. 「退職準備セミナー」等、多彩なセミナー事業

大阪労福協が主催する「退職準備セミナー」は、勤労者が定年退職後も安心できる生活を送るため、年金や税金をはじめとする生活資金設計に対するサポート事業として、有資格者によるセミナーとして開催し、毎回定員に達するなど府民の期待が高まっています。また 2021 年度からは参加者の声に応え、専門性を高めた「退職準備ゼミナール」も開始した。さらに「生活応援セミナー」では、府民のライフステージに則し、府民の関心の高いテーマで開催し好評を得た。これら大阪労福協のセミナーの周知をはじめ大阪府の更なる支援、協力を要請する。

（回答）

- 貴協議会が主催するセミナーについては、これまでも大阪府の労働関係情報メールや労働環境課執務室前でのチラシ配架等により、周知に努めてきたところです。
- 今後も、労働者福祉に寄与するセミナーについては、その周知に協力してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

8. 大阪労福協が展開する各事業への協力、支援

3. 「なにわ美術展」

「なにわ美術展」は、その前身を含め、30余年の長きに亘り美術を愛好する勤労者や府民に絵画作品出展の場を提供するとともに、文化・教養向上の機会として親しまれてきた。2025年11月に開催を予定している「第22回なにわ美術展」について、大阪府においては府民文化事業の一環としての位置づけのもと、引き続きの支援を要請する。また、展示会場として、エル・おおさか（行政財産）の施設使用についても、引き続きの理解と協力を要請する。

（回答）

- 「なにわ美術展」は、その開催趣旨から、労働者福祉の向上に寄与するものと考えられることから、今年度も貴協議会からの依頼に基づき、大阪府として後援するとともに、知事賞の授与も行ったところです。
- 今後とも、「なにわ美術展」の開催につきましては、協力してまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

9. 大阪府立労働センターの機能強化について

大阪府立労働センターについては引き続き設置経緯や設置目的に沿った機能強化、運用とされるよう要請する。

なお今後も条例改正に伴う運用が入居している労働団体等に影響を及ぼす可能性がある場合は、それぞれと丁寧なコミュニケーションを図るよう要請する。また、館内においては、老朽化が随所で目立っており、計画的な補修を行うよう要請する。

（回答）

- 府立労働センターについては、条例に定められた目的に沿って、指定管理者により適切な運営がなされていると考えております。
- 府としては、外部委員で構成する委員会によるモニタリング等を通じて、適切な運営がなされるよう随時点検し、必要があれば指定管理者に対応を求めてまいります。
- 次に、同センターの入居団体へは、センター本館・南館の入居団体が集う「エル・おおさか入館団体連絡会」において情報提供を行っています。
- 今後ともこのような場を活用し、必要に応じ情報提供に努めてまいります。
- 最後に、施設の老朽化に伴う修繕については、中長期的な保全計画のもと、必要な改修工事等を行うとともに、日常的な修繕は、府と指定管理者とで役割分担をしながら対応しているところです。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

10. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕

1. 大阪産業労働資料館（愛称エル・ライブラリー）への協力要請

（1）エル・ライブラリー（大阪産業労働資料館）は、個人・労組・企業等からの寄付により運営を続けている。しかし、寄付者と金額が増えても、収入増加分は家賃の値上げ（減免措置の廃止）によって吸収されてしまい、また **2022** 年度からの共益費の大幅増額が財政基盤に打撃をうけている。減免措置の復活について検討を求める。

（回答）

○ エルおおさか本館（行政財産）の使用料は、大阪府公有財産規則等で、その基準が定められています。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

10. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕

1. 大阪産業労働資料館（愛称エル・ライブラリー）への協力要請

（2）雇用推進室において実施される各種セミナーに関連付けて、情報収集のための施設としてエル・ライブラリーが存在していることを広く府民に周知すること。また、エル・ライブラリーの資料を各種セミナーにおいて活用されるようを要請する。具体的には、(a)ライブラリーの研修用DVDを活用できることを企業に周知する、(b)セミナーで利用したDVDについてはセミナー後にエル・ライブラリーに無償貸与し、府民への活用を図る、(c)労務管理の先進事例や賃金体系等の参考文献がエル・ライブラリーで閲覧複写可能であることを周知する。ことを要請する。（昨年度と同様の継続要請）

（回答）

○ 「大阪産業労働資料館 エル・ライブラリー」については、(公財)大阪社会運動協会と連携・協力する中で、同協会が所有・収集する社会労働運動資料等を、雇用推進室内各課に周知しているところです。今後ともそれぞれの事業等において、エル・ライブラリーの活用が促進されるよう周知に努めていきます。

○ また、府民及び館内入居団体への周知に加え、資料の利用・収集が促進されるよう、指定管理者に対し、エル・おおさか1階ロビーへのエル・ライブラリー案内掲示板の設置スペースの確保を依頼し、来館者や入館者への周知、利用促進を、引き続き図っていきます。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

10. 自主自由な府民活動の利益に供する事業の支援〔(公財)大阪社会運動協会〕
1. 大阪産業労働資料館（愛称エル・ライブラリー）への協力要請
- （3）エル・おおさか本館3階に大阪府から提供されている図書保管スペースについて、引き続き安定的に使用できるように措置されたい。当法人は大阪府所蔵資料を17年間無償で管理し利用者に提供してきたという経緯がある。今後も府有資料の保存管理及び一般利用者への提供を続けていく所存であるので、そのための場所の提供について配慮されたい。

（回答）

- エル・ライブラリーにおいて、府民等への閲覧に供する大阪府所有図書等資料の保管スペースについては、次年度も引き続き、現在の場所を提供いたします。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（1）協同組合への持続的支援

2025 年は「国際協同組合年」であり、近畿労働金庫も協同組織の金融機関として様々な取組みを進めている。

近畿労働金庫が参画している「大阪府協同組合・非営利協働セクター連絡協議会」でも、協同組合とNPO等の非営利協働セクターが相互に連携した取組みとして、関西大学商学部、摂南大学農学部において、各協同組合の実践者を講師として、大学生に対し講義を行っているが、2025 年度からは阪南大学流通学部においても講義を実施することとなり、国際協同組合年を機に取組みを前進させている。

日本政府のSDGs 実施指針では、SDGs の目標達成において協同組合が果たす役割に大きな期待が寄せられており、具体的な施策として高等教育までの間に、協同組合の基礎知識を深めることが大切であると認識している。

については、学校教育における協同組合に関する教育施策の充実について、検討するよう要請する。

（回答）

○ 高校では、公民科において、社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者として必要な公民としての資質の育成をめざしています。

○ 公民科の必修科目である「公共」において、企業の種類として、組合企業（生活協同組合や農業協同組合など）があることについて学ぶなど、今後とも、経済活動の在り方について理解を深める教育を行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（2）財形貯蓄制度の普及に向けた支援

「中小企業のまち」大阪では、中小企業勤労者の福祉対策の充実が必要と考える。しかしながら中小企業における「財形貯蓄」の普及は十分とは言えない。また、NPO法人や社会福祉法人では福利厚生制度が十分でなく、職場への定着という点では課題がある。また、非正規労働者には福利厚生制度が適用されないケースも少なくない。

労働金庫は、「財形貯蓄」を柱に勤労者の福祉向上に貢献し、消費者教育の視点からも財形制度の一層の発展と利用促進を図っていくことが重要と考える。

大阪府におかれましても、勤労者のライフプランづくりと生活の安定に向けて、「財形貯蓄」の一層の普及促進に向けた支援を引き続き要請する。

（回答）

○ 財形制度の普及は、労働者福祉の向上に重要であることから、大阪府としては、「勤労者財産形成促進制度（財形制度）」に関するホームページを設け、周知に努めているところであり、引き続きその周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（3）消費者教育セミナー開催に係る多面的な支援

2022年4月から小学校・中学校・高校での金融教育が義務化された。この背景としては、老後資金を見据えた資産形成の必要性の高まりや成人年齢の引き下げにより金融トラブルの懸念、などが考えられる。諸外国と比べると日本の金融教育は遅れていると考えられる。

近畿労働金庫では、第9次中期経営計画において、（一社）大阪労働者福祉協議会の構成団体である労働組合と連携した「金融リテラシーの向上」、大学生協などと連携した「高校生・大学生への金融教育の実施」を計画しており、金融教育を通じた役割を發揮することとしている。

これらセミナー（講習会）開催にあたっては、多面的な支援が必要であり。大阪府においては、企業への実施要請や実施費用・広報等の具体的な支援を要請する。

（回答）

○ 消費者教育は、消費者が自主的・合理的に判断、行動できる自立した消費者となるとともに、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画していく消費者を育成するという視点を持って、体系的、総合的に推進していく必要があります。

○ 府では、事業者が従業者等に対して消費者教育を行うにあたって参考となるよう、消費者に必要な基礎知識、消費者問題に関するトラブル事例の紹介や毎年度の相談概要等を府ホームページに掲載するなど、情報提供等の支援を行っているところです。また、府民の金融リテラシーの向上のため金融経済等に関する講演会開催や学校現場で金融教育の支援を行う大阪府金融広報委員会、金融経済教育推進機構へ協力を行っています。

（回答部局課名）

府民文化部 消費生活センター

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（４）「共生事業」施策の広報活動への協力

大阪府で 2014 年 1 月に策定された「大阪府府民協働促進指針」では、地域の多様な担い手が連携・協力しあって地域課題の解決に取り組む重要性が示されている。

近畿労働金庫においても、「共生促進事業」として、非営利・協同セクターと協働しながら、さまざまなプログラム展開をしている。特に 2025 年度からは「推しの NPO プロジェクト」の取組みを開始した。これは近畿ろうきん各営業店の推進委員会が、その地域で子ども・子育て支援活動に取り組んでいる NPO などの団体を支援する取組みで、これまでの共生事業の取組みを地域でも進めていく取組みである。

こうした「共生促進事業」施策の実施にあたり、広報活動などの支援を要請する。

（回答）

○ 大阪府では、地域課題の解決に向けて、地域に存在する様々な団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を発揮し、助け合い、支えあう共助社会の実現をめざし、「大阪府府民協働促進指針」に基づき取組を進めています。

○ 貴団体に取り組んでおられる「共生促進事業」は、地域の課題解決に資する意義あるものであり、本府がめざす共助社会の実現に寄与するものと認識しております。

○ 大阪府としましては、引き続き、広報活動、各種企画への後援や支援を進めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 男女参画・府民協働課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援

1. 近畿労働金庫との政策的な協働について

（5）近畿勤労者互助会への幅広い支援

近畿勤労者互助会（愛称：コミュニティネットきんき）は、近畿ろうきん・こくみん共済coop、労福協などの勤労者自主福祉事業団体と協力し、近畿2府4県のエリアに勤務・お住いの勤労者のための福祉ネットワーク、福利厚生事業を行っており、近畿ろうきん・こくみん共済coopの案内をはじめ、ライフサポートセンター事業（労働相談・生活相談、ボランティア情報など）の紹介などの福利厚生事業を行っている。

大阪府においても、引き続き「近畿勤労者互助会」が行う各種事業について、大阪府関係先機関への情報提供と可能な事業委託を検討する等、幅広い支援を要請する。

（回答）

○ 「近畿勤労者互助会」の福利厚生事業など、労働者福祉の向上に資するものについては、これまでと同様に依頼等に基づき関係先への情報提供に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

- 1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援
2. こくみん共済c o o p <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について
- （1）「防災・減災の取り組み」への支援・協力
- ①こくみん共済c o o pでは「こくみん共済c o o p SDG s 行動宣言」を制定し、様々な自然災害から組合員の暮らしや地域社会を守る取り組みを展開している。「お住いの地盤診断サービス」をHP上に公開し、組合員やそのご家族の皆さまの「防災・減災の意識向上（自助）」に努めながら、地域の人々が「たすけあう社会の実現（共助）」にむけた啓発活動に努めている。それにあたり、必要な情報提供やイベント等開催時の後援名義使用への理解、協力を要請する。

（回答）

【一重下線部について回答】

- 防災イベント等に係る本府後援名義の使用承認については、事業の内容が防災・危機管理行政の施策の推進に寄与するものであるか、営利を主たる目的として運営されるものでないかなどを総合的に勘案した上で、決定することとしています。
- なお、本年度、こくみん共済c o o p <全労済>が共催する防災啓発イベント「もしもFES大阪2026」につきまして、大阪府は後援させていただいたところです。

（回答部局課名）

危機管理室 防災企画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

- 1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援
2. こくみん共済 **coop** <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について
- （1）「防災・減災の取り組み」への支援・協力
- ②こくみん共済 **coop** では、小学校入学直後の7才の交通事故が多いという社会課題に着目し、未来ある子どもたちを交通事故から守る取り組み、「7才の交通安全プロジェクト」を全国展開のうえ、大阪府下でも積極的に展開している。
- 具体的には、共済の普及推進に絡めて、協力団体とともに「横断旗」を大阪府下の小学校や自治体等へ寄贈し、交通事故防止の取り組みに繋げている。あわせて、同寄贈の際には、過去に交通事故が起こった場所が表示される「私のまちの7才の交通安全ハザードマップ」についても情報提供し、さらなる注意喚起に努めている。
- 今後も、これらの取り組みをつうじて、啓発活動の継続実施をおこなうため、各種ツール提供への理解、協力を要請する。

（回答）

- 大阪府では、小学校入学直後の子どもに対し、交通安全啓発チラシを配布しており、また保険会社と協力し、黄色いワッペンを配布する等、交通ルール遵守の呼びかけやマナー向上などの広報啓発に取り組んでおります。
- 貴協議会の構成団体であるこくみん共済 **coop**<全労済>大阪推進本部におかれましても、「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に関する事業連携協定に基づき、相互に協力しながら広報啓発活動を進めており、今後も引き続き、取組みを推進してまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通戦略室 交通計画課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

- 1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援
 2. こくみん共済 coop <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について
 （2）「社会・地域貢献の取り組み」への支援・協力
 ①こくみん共済 coop では、「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という理念のもと、こくみん共済 coop SDGs 行動宣言の重点課題である「防災・減災」「共創による社会づくり」「子どもの健全育成の取り組み」を中心に、地域の様々な課題に取り組んでいる。大阪府における府民の安全・安心で豊かに暮らせる社会の実現を目指した取り組みは、こくみん共済 coop の理念とも共有させていただけるものと考えている。各事業実施にあたり、支援活動（寄付金の交付）を通じて予算の有効活用による積極的な取り組みと、その内容に関する情報提供を引き続き要請する。

（回答）

【府民文化部】

- 全大阪労働者共済生活協同組合より寄附をいただいている「女性基金」につきましては、平成3年度に男女平等の推進に要する経費に充てるため設置したものです。府民の皆様方からの寄附金を基金に積み立て、男女共同参画や女性の自主的な活動等を支援するため、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）で行う事業に活用しています。
- 具体的には、女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリングを通じ、必要な援助と解決のためのサポートを行う相談事業など、男女共同参画社会の実現に向けた事業を実施しています。
- なお、事業の実施や取組についてはホームページ等に掲載するなど、広く府民の皆さまに情報提供しています。
- 今後とも、貴団体をはじめ、府民の皆さまや様々な団体等からの寄附金を有効に活用しながら、積極的に事業推進を図ってまいります。

【教育庁】

- 公益財団法人大阪府育英会（以下、「育英会」という。）では、平成26年度に給付型奨

学金「大阪府育英会夢みらい奨学金」を創設しました。この奨学金は、府民からの寄附金を活用し、経済的な理由により学習環境に恵まれない中であっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している創造性豊かな高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図ることを目的としたものです。

- 全大阪労働者共済生活協同組合から育英会への寄附金につきましては、「大阪府育英会夢みらい奨学金」給付事業に活用しています。
- この事業の実施や取組みについてはホームページ等に掲載するなど、広く府民の皆さまに情報提供しています。
- 育英会では、今後とも、府民の皆さまやさまざまな団体等からの寄附金を有効に活用しながら、積極的に事業推進をしてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 男女参画・府民協働課

教育庁 私学課

文 書 回 答

団体名（（一社）大阪労働者福祉協議会 ）

（要望項目）

- 1 1. 連帯経済を促進する協同組合の促進・支援
2. こくみん共済 coop <全労済>大阪推進本部事業への支援・協力について
- （2）「社会・地域貢献の取り組み」への支援・協力
- ②こくみん共済 coop では、1985 年から小学生を対象に「子ども絵画コンクール」を開催している。「私たちの花と緑の街」をテーマとして、次代を担う子ども達に自然環境保護の大切さを伝えること、そして絵を描くことを通して子どもたちに自然環境について考え関心をもってもらうことを目的に、社会貢献活動の一環として、子どもたちの豊かな心の成長を育む持続的な活動を展開している。
- 引き続き、後援名義使用および知事賞交付の許諾など理解、協力を要請する。

（回答）

【環境農林水産部】

- 「子ども絵画コンクール」については、府内の小学生を対象に、自然環境保護の大切さを感じてもらい、みどり豊かなまちづくりを絵画で表現してもらうことにより、子どもたちの健全育成をめざされており、その趣旨は大阪府のみどり行政の施策に合致するものであることから、例年、同コンクールには、後援名義の使用を承認させていただいているところです。令和8年度も申請いただきましたら、内容を確認の上、対応させていただきます。

【教育庁】

- 「子ども絵画コンクール」については、大阪府教育委員会後援名義の使用承認に関する事務取扱要綱に基づいて審査し、これまで後援名義の使用承認を行っております。今後も引き続き適切に対応してまいります。

※令和7年4月4日 教総 1103 号 承認

（回答部局課名）

環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課
教育庁 教育総務企画課